

令和4年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和4年3月28日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年3月28日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和4年3月28日 17時03分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	向 出 健		2 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第1回笠置町議会会議録

令和4年3月11日～令和4年3月28日 会期18日間

議 事 日 程 (第3号)

令和4年3月28日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合等議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

7番、西昭夫議員の発言を許します。

7番（西 昭夫君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

笠置町が支出する負担金及び補助金についてお聞きします。

町が受ける申請や支出、実績報告までの流れや精査はどうなっているのかお聞きしたいです。精査で不備や不明な点があるときは、どう対応されていますか。

議長（大倉 博君） 総務参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

町の団体に支出する補助金等につきましては、事業の実施計画をもちまして申請をしていただきます。

支出につきましては、最終の確定というところにもなりますけれども、概算で支出する場合、それから清算として支出する場合等もございます。実績報告を受けまして、最終の額を確定し、交付した金額以上の実績があった場合は、交付限度額と決定額を交付額とする、また、清算というところに剰余金が生じた場合は返還、また、決定額を減額して交付するというふうな手続となっております。

実績報告、それからまた交付申請書には収支の予算、それから実績報告におきましては決算等つけていただきますけれども、それに関連する書類のほうも確認させていただくということで、それぞれ補助の内容の分かるものを添付いただいております。

御質問いただきましたように、不備な点とか不明な点というところは、書類の追加で提出

をお願いしたり、それから書類上での確認、問合せ等でやっております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

補助金に関しては、今回笠置町では新型コロナ対策の補助金が去年ありましたが、例えば笠置町新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱の中には、3条補助を受ける、要約しますが、補助を受ける業者は補助金が町民から徴収された税金、国の補助、その他貴重な財源で賄われていることに留意し、誠実に補助事業等を行わなければならないとありますが、去年の補助金の実績報告の中には、例えば数字と比べてこうなりますというような、これ例えばですよ、例えば去年の一つの例を取ると、数字で比較してこうなりますという申請やったんで、実績報告ではこうなりましたという、やっぱりデータまたは数字で表さなあかんのかなと思うような報告書があったんですが、実際にはその報告書に数字等が書かれていなかったんですね。

それは、行政側としてはどういう対処をこれから取っていかうと思われませんか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

実績報告で数値比較、交付申請のときにおっしゃっていただきましたように、こういうところが格段によくなるとかという数字で表せるものにつきましては、実績報告のときにつけていただきたいと思っております。

ただ、そういうところで表せないものがあつたのかも分かりませんが、できるだけ確認できる書類をとるところで進めさせていただきたい、進めているというところでしたけれども、もしそういうところで不備といいますか、書類の不足があつた場合は、追加で徴収させていただくというところに対応したいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

申請の内容や予測どおりにいかないからといって、補助金そのまま返すということにはならないとは思いますが、3条にあるように、誠実に補助事業を行わなければならない、当然実績報告も誠意を持って誠実に報告しなければならないと思うんですね。

こういう事業においては、実績報告を出したから完了ではなくて、継続的に運用していくというところも見ていかなあかんと思うんですけども、行政側も誠実に精査して指導する

立場にあるはずなので、例えば、僕が言っている今回のことに関しては、どういうふうに対応取っていかれる予定か、思いかというのをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

もちろん補助金のほうも交付しただけ、団体のほうもものを買っただけというところにとどまらず、これからも継続して運用していただきたいというところもございますので、実績に合った運用の仕方というところも、今後も指導していきたいと思っております。

3年度で終わって交付してしまったから、4年度はもう自由にというところではございませんので、こちらも引き続き有益な利用となるように指導させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ありがとうございます。それをすることによって、要綱では事業者に誠意を持ってしなさいってなっていますし、行政側はそれを監視といえちよつきつい意味にはなるんですが、それをちゃんと精査することによって、お互いでうまく運用していってもらいたいと思います。貴重な財源、税金なんで、よろしく願いいたします。

それと、次は、町の笠置町の一般予算等の中にある補助金等についてお聞きしますが、これも笠置町補助金等の交付要綱3条のように教育、文化、産業、経済、社会福祉または環境等に関わる事業を営み、またはこれの事業の振興を図ることを目的とする団体に出せると書いてありますが、例えば、今回の当初予算もそうですし、今年度の商工関係の予算書を見ても、補助金を受けるのにもっと町から町民、町民というか、町の中の業者や事業者、団体から申請があってもいいんじゃないかなと思うことが多々あるんですね。

多分町内にある対象となる事業者、ほかにもあると思いますが、事業そのものを知らない人も多くいると思われれます。今後広報をどうしていかれるかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

笠置町補助金等の交付要綱に、先ほど西議員もおっしゃっていただきました、交付できる団体として教育、文化、産業、経済、社会福祉または環境等に関する事業を行い、その振

興を図ることを目的とする団体というふうになっております。

今まで継続的に交付してきたというところもございます。新規に事業等、こういう要綱に該当するような団体であれば、検討したいと思います。

補助の内容につきましても、国や府の補助対象事業もありますし、町の単独事業で交付している内容もございます。知らないというところもございますので、こういうものがありますよというところで、町の一番、一番といいますか、ホームページ等でお知らせさせていただけたらと思います。

ただ、金額等につきましては、団体の事業の有効な活用というところもございますので、今現在、予算化できていないところもございますし、そういうところも含めまして、令和4年度以降の広報、それから予算化につきましてちょっと調整したいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

予算書の説明の時点でも、観光の一役を担ってもらっているという発言で、補助金の予算の説明があったんですが、言えば、例えば観光に限って言っても、観光に一役を担っている事業者、団体というのは、笠置町にやっぱりたくさんあると思われまして。例えば、飲食やっているところもそうやし、宿泊やっているところもそうやし、例えば3条のように教育、文化、産業、経済、社会福祉もっと広がるわけですよ。

町長が言う広域観光、よく言われていますが広域観光、大事だと思います。ただ、町内にも、その広域観光にはやはり町内のコンテンツが大事になってくると思います。広域観光、広域観光言うて、実際笠置に来たら何もないわというのではやっぱり駄目なんで、そのために観光を振興するために補助金使うのは大いに賛成です。

それなのに、例えば補助金を受けられる要件がそろっているのに知らない、その補助金があること自体知らないというのでは、やっぱり町の行政としては広報不足というのは否めないですよ。そういうのがあってはならないように、広報なりしていってもらいたいです。

それで、さっきも予算のこと言われましたが、もし、例えばこの後、僕が見た中では、一般の団体に出されているのは1件のように思えるんですが、例えばこれが、そこに90万出されていますよね、予算ではですよ。予算で90万ついているんですが、例えばこれが10件になったら、その90万割って1件当たり10万という扱いになるのか、それか1件当たり90万の上限なのか、そもそも上限がないのか、どういう支出の計算なりされているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほどの笠置町の補助金等の交付要綱では、予算の範囲内において町長が決定するというふうにしております。

今言っていました、今令和4年度の予算計上しているものにつきましては、1件の金額となっておりますけれども、90万が全ての団体ということではございませんので、今後そういう事業の広報を行った上で、出てきた団体に関しましては、事業内容を確認、それこそ交付申請書の中で確認した上で交付決定をしていきたいと。

事業の対象経費となるものにつきましては、町の単独事業でございましたら、人件費や物件費というところに限定されてきたりしておりますので、そういうところで事業内容を精査しながら、予算計上したいと思っております。

ただ、この交付要綱のそのまま使っていくものなのか、対象となった観光事業であったり、商工の關係に特化したものというふうに新たに交付要綱を設けるのかということも含めまして、ちょっと検討させていただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町としても財源に限りがあるので、効率よく投資していく必要があると思います。今ある現状を維持するという考えではなく、今の世の中にあつたものにしていくための投資か、総合計画が策定されたんで、例えば10年後に向けて今年はこの投資というふうに、効率よく意味のある投資をしていただきたいと思います。

お金だけではないんですが、やはり考え方も大事になってきますし、その考え方に対する予算のつけ方というのも大事になってきます。

例えば、僕が一番期待しているのは、今回総合計画でも提案されている機構改革で、庁内の若手職員による横断的な企画政策チーム、仮称ですが、がつくられると。例えば、子育て支援や高齢者支援などの様々な活動をされている方など、町政に対する意見やアイデアいただくアドバイザーボードなりの仕組みをつくるとなっているんで、ちょっとそこには期待しています。

この補助金の使い道に関しても、そういうところが考えて新しい、例えばこの先の投資になるような、今後の投資なつて笠置町がよくなつていくような投資という形で考えてもらい

たいと思います。そのためには、いろんな意見が出るように、僕が見る限り、今までの話合いというのはどうしてもやっぱり発言に責任を持たなくてはいけないことになるんで、言い方は悪いですが、無責任な発言がそのときアイデアを出す段階では必要なかなと。僕から見ると行政の不得意なところなんかなとは思っています。それを民間のアドバイザリーボードなり、意見を言ってくれる人のところでまとめて、行政側がそれを形にしていく。それで、よりよい投資、よりよい効率よい投資というのを補助金等でやってもらいたいと思います。

例えば、それに対して新しいチームなり、横断的なチームなり、アドバイザリーボードに対して町としての取組とか、町としてどのような支援をしていくかというのお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

総合計画の中でも記載したり説明させていただきました企画政策チーム、アドバイザリーボード、いずれもまだ仮称ではありますが、その形で総合計画なり町の今後については進めていく中心となっていただくものと思っております。

企画政策チーム、企画政策室、これも仮称ですが、総務財政課内におきまして、その職員が主となってチーム、各課にそれぞれのチーム員を配置して、各課の課題、各課での事業の進捗とその成果、企画政策室のほうで調整するというふうな役割になっております。

アドバイザリーボードにつきましては、役場が考える内容で、すごく固く法的に縛られたものになってくる、町発信になるとそういうふうになってしまうので、そうではなくて、いろんなお考えをお持ちの方から、いろんな柔軟な御意見をいただきたいというふうな形で、年齢問わず、それから範囲も多方面にというところをお願いしたいというふうに思っております。そういうところから出てきた御意見等につきまして、室なりチームのほうでもんだ中で、事業のほう進めたいなというふうに考えております。

支援といたしましても、各課にチーム員を配置いたしますので、業務と兼ねていただく、兼務してチームの中に入っていただくということもございますので、それぞれの各課でのフォローの体制というのは、しっかりしていただきたいと思っております。

もう一点、西議員先ほどおっしゃっていただきました各団体への補助金につきましても、有効に活用していただいて、こういう団体でこういう事業をするから、町のほうで補助金も

らえるかというふうなところの対応も必要かと思っております。

さらに広報を実施しながら、その団体だけがやっていたている事業という捉え方ではなくて、町が関わった中で町全体の事業のほうにもよい影響いただけるような、そういう事業で進んでいけたらなど、支援させていただけたらなどと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ありがとうございます。やはり住民と行政の間にちょっと今までの笠置町ではちょっと距離があるのかなと。そういうのを埋めるためにも、アドバイザーボードなり、仮称企画政策室というのができるように僕は望んでいます。

笠置町としても最初、参与も言われましたけれども、最初は独立性がちょっと弱いという感じにはなっていましたけれども、今後それを生かしていけるように、最初は小さくいろんな企画を練っていくんかも分からないですけども、やはり町として資金面のサポートなり、お墨つきみたいなもんを与えてもらえれば、このチームもやっていきやすいのかなと。それが補助金等のことにも生かされて、よりよい笠置になればと思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

笠置テレビの活用について、以前にも、もうちょっと笠置テレビに文字を入れたりとかできへんのかなという相談は何回か行政のほうにさせてもらったんですが、やはりお金がかかるとかというので、なかなか前に進んでいなかったと思うんですが、やはり今また最近特にまた聞くようになったんですが、防災無線だけではなく、笠置テレビを活用してお知らせ等、文字やテロップで表示してほしいってやっぱりまた言われるんですよ。それについて町の方針、今後の対応についてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

確かに、総合計画の審議会の中でも出た意見ですし、地区懇談会なり回らせていただいた中にもそういう御意見いただいております。そういうというか、笠置テレビをもっと有効に活用できないのかという御意見はたくさんいただきました。

例えば、今7時45分からは自主放送であつたりとかの番組をしておりますが、この機能でしたら、議会の一般質問の内容等、それは画面上で流させていただきます。

ただ、今昼間の時間帯に流れているところにテロップというところが、今の機器の中で何

かするというのがなかなか難しいというふうなことを聞いております。

でも、そのまま止まってしまうということではなくて、今やっている7時半からで臨時に出しておりますコロナであったりとか、それから議会のお知らせ等、文字になっているところは橋の状況ではなく文字全体を映すという、そこはできておりますので、お昼の時間帯にも対応できればというふうに思っております。実際、コロナの対策、手洗いとかにつきましては、昼間に流していたということもございますので、職員のほうで切り替えたり、作業するということが対応は可能と思っております。

以前にも、ほかの議員さんからもそのような質問いただきまして、検討を進めたところではございますが、なかなかテレビのシステム上にすぐそれを組み込んでというところが難しいというふうになっております。

以前、仮庁舎のほうで議会中継させていただいたときに、夜の録画、それから昼の録画というふうにさせていただきました。昼間やっぱり見ていただいている方もたくさんあって、夜の録画放送だけでは足りないということもありましたので、お昼にも再度再放送に2回させていただきます。

そういう住民さんのお声もございますので、何かしらいい方法、できたら経費のあまりかからない何かいい方法というところを、もう一度業者のほうとお話させてもらえたらなと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

昼間見られている方も多い。ただ、僕らみたいな世代で働いている人は、やっぱり外から帰ってくるのが遅いということになるとやっぱり夜、町のお知らせというのは夜どっかの段階で知りたいと思っはる人も結構多くいてはるんで、夜いつテレビをつけても笠置町の情報が得られるという形も取っていただきたいんですが、どうもそれをやろうとすると、職員が残ってなあかんとかというような今のシステムなんですよね、機械自体がね。

僕も電気屋を営んでいましたんで、そっちの放送関係というのは専門ではないんですが、知り合いとかにいろいろ聞いてみたんです。え、んたら、やはり簡単にできるという人もおれば、難しいという人もおるんで、実際には機械とか経路を見てみないと何とも言えない。

行政側から保守点検している業者さんに聞いても、多額の見積りが上がってきたというふうなことも聞いたこともあります。こちら側の趣旨がうまく伝わってなくて、最低限こういう使い方したい、最高こういう使い方したいというのが、多分うまく伝わっていな

いのかなと思っています。

ただ、今回この質問させてもらったんですが、僕のほうもちょっと調べる時間の関係で、ちょっとこの辺までしかちょっと調べられなかったんですが、今後いろんなことを一緒に町民のためになるようなことをやっていきたいと思います。

このテレビの活用が、やっぱりさっき言ったみたいに、先ほどから何回も言いますけれども、笠置町の新しい部署なり、笠置町の今後のやり方とか、住民の意見を聞いていく、住民に対して進捗状況を知らせていくという文字が入っていましたよね、総合計画に。そのためには、やはりこの活用というのは、防災無線もそうですが、笠置テレビの活用というのは、今後かなりのウエイトを占めてくると思います。

やはりそこでいろんな意見、いろんな考え方が話し合われるような、例えばアイデアを出す、ちょっと質問の趣旨からは外れるかも分かんないんですが、役場内でいろんな意見が出せるような、そういう研修もあるはずなんですよ。さっき言ったみたいな無責任な、アイデアの段階では無責任な発言ができるような、例えば無責任でこんないい案が出ましたよというのがありますやん。でも、行政側としてはできませんと、それではできませんと。じゃ、ここまで落としてきましょうか、落としてきたらこんなことができましたというのは、行政側得意なはずなんですよ。そうすると、行政側できる一番いいところができるんですよ、できるぎりぎりの上なんでね。

例えば、責任ある、自分の発言にどうしても責任持たなあかん会議でこんな意見出たって、例えばこの辺が出たとしますやん、低いところで。それを行政が皆さんに分かってもらうように上げてくるのってむちゃくちゃ大変なんですよ。だから、その無責任な発言というのは、むちゃくちゃ大事なんですよ。

それは、行政側というのは、言わば不得意な分野ですよ。無責任な発言というのは、僕らが得意な、言わば僕らが得意な分野なんで、そこをうまく融合していくと、もっと笠置のためとか、住民ため、町民のため、町のため、観光のため、よりよい笠置のためになっていくと思います。

なので、十分機能できるように、新しいチームの政策、体制が十分機能できるように頑張ってもらいたいと思いますし、僕らも協力していきたいと思っていますので、よろしく願いします。

これで一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、公共交通政策について質問させていただきます。

大きなくくりとなりますけれども、買物・通院の移動支援について、現在、どういう取組を進められているのか、また、検討されているのか答弁いただきます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

公共交通として支援というところは、今できていないところでありまして、例えば買物・通院等につきましては、保健福祉課のほうで社会福祉協議会に移動支援というところをお願いしているもの等がございます。

町内循環バス、それから相楽東部の広域バスにつきまして利用される方は、買物と通院等の移動に御利用いただいておりますけれどもなかなか、御意見いただいた中ではもう少し近いところを回ってほしいとか、そういう課題、それから時間帯のこと、今年度実証実験をいたしまして、切山区のコンビニに停車するようにしましたけれども、そういう御利用等の要望等もございました。

町内だけでなく、広域バスにつきましては、町内だけではなく加茂駅のほうまでも行っておりますけれども、その延伸等のお話も出てきたところでございますし、南山城村さんの今投入されております「村タク」と言われるタクシー等の活用についても御意見、御意見というか、アンケート等ではあったところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

取組の検討、今意見があったというだけなんですけれども、総合計画の中でも29ページのところに、デマンドタクシーも既存の交通網に加えてやっていくというふうに書いてあると思うんですね。そういう方向があると思うんですけれども、これも流れがあると思うんです、導入については。一般的な実証実験を経て、大きな流れではそうなると思うんですけれども、今非常に移動支援、買物や通院が困難ということは当然課題としてありますので、できる限り早い導入がいると思うんです。

今の段階でどういうスケジューリングといたしますか、流れで導入されようとしているのか、いつ頃にはめどをつけようとしているのか、その点答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

すみません、取組というところで答弁抜けておりまして、申し訳ありませんでした。

向出議員もおっしゃっていただきましたように、今後のスケジュールというところは、まだ確定したものではございませんが、南山城村さんの導入されている「村タク」のシステムというものは、笠置町にも導入できたらと思っております。

ただ、循環バスのほうは無償、それから「村タク」のほう、そういうデマンドタクシーにつきましては有償というふうな形態を考えております。

循環バスにつきましては、このデマンドタクシーを導入することによりまして、本数等の検討も必要かなと思っております。体制等もございまして、今村でされている「村タク」のシステムを笠置町に拡大していただくというふうな形を取るのか、笠置町独自として同じような制度を導入するのかというところも検討が必要かなと思っております。

確かに、御自宅の前まで行っていただく利便性のことを考えると、こちらのほうは無償ということにはなりませんので、有償になるというふうに考えております。

もう一点は、循環バスにつきましては、今無償で運行させていただいております。ただ、こちらと同時に町外の方も利用できるようにするのはどうかということも出ておりますので、そうなりますと、この循環バスを有償とした上で、町民の方には無料パスを配布するなど、また、高齢者や車を持たない方に限定して無料というふうなことも含めながら利用の増を図れたらなというふうに考えております。

ちょっとスケジュール感の説明につきましては、まだ調整もしていないところではございますけれども、今言いましたような内容を基にいろんな方面の、相楽東部の公共交通の協議会もございまして、そちらのほうとも合わせながら町で協議会をつくっていくのか、南山城村さんと一緒に協議会を進めていくのかというところも含めまして、新年度早々からでも協議を進めたいと考えております。

総合計画のほうにもその旨で載せさせていただいております取組については、できるだけ早期に住民さんの利便性がアップするような取組を進めたいと考えておりますので、そういう答弁にさせていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

それだけが理由ではないと思うんですけれども、移動が困難ということも、この笠置町から離れる一つの問題ではあると思うんですね。

それで、少しでも出ていかれる方を、この笠置町住みやすいということで、住み続けられる環境づくりという点でいけばやっぱりスケジューリングといいますか、めどというのは示しておくのが大事かなと思っています。

それで、費用面のことなんですけれども、もともと循環バス、便数とか、時間帯とかで、通勤通学の時間帯がなかったりとか、いろいろあったと。単純に言えば1本、2本、バスを購入して運転手の費用もつければできたはずなんですけれども、費用面でこれまではなかなか難しいとされてきたわけです。

デマンドタクシーといいますか、タクシーですよ、そういう形のものというのは、一般的には単価としては高くなると言われている中で、今でも費用的にしんどいと言っているのに、これを実施した場合、その費用面はどのように回収といいますか、していかれる予定なのか、課題として整理されていて対応されていくのか、もう少し明確な形で答弁いただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、まだデマンドタクシーの費用の検討等もできておりませんが、南山城村さんが先行で導入されておりますので、その事例等、昨年度内容等もお聞きしたところでございます。

形としては、同じような形で、今南山城村がされているワンボックスカーであったり、小型の車、導入して自宅から行ける箇所までというところは考えておるんですけれども、費用につきまして、町内循環バスもございますので、そこらのところで金額設定のところまではまだ何も詰まっていないところでございます。

導入するデマンドタクシー、デマンド交通について導入することは決定といいますか、その方向には向かっておりますけれども、先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、スケジュールであったりとか、詳細の検討というのはまだこれからとなっておりますので、詳しくお答えできないところで申し訳ございません。

形といたしましては、先ほども言いましたように、笠置町の単独で協議会をつくりデマンドタクシーを運行していくものなのか、南山城村さんと共同で協議会で進めていくものなの

か、そこも必要となってきたのかなと思っております。

だから、循環バスにつきましては、確かに早朝通勤通学につきましてはなかなか利用いただけないというふうなこととなりましたので、このタクシーの導入となりましたら、そこらの時間帯の配車につきましても考えたいと思っております。

すみません、まだちょっと決定事項というところではありませんので、説明不十分ではありますが、申し訳ございません、この内容で答弁させていただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほどもう少し詳しくと言いましたのは、例えば町外の方の利用が有償になるというのは、その面で少しでも費用を回収しようということではなかったんでしょうかと思ったんですよ。そうじゃないのであれば、また別の話なんだと。つまり、循環バス自体のところだけ考えているんであって、別に公共交通全体の費用を考えていないということであれば、それでそういう立場だということでもいいんですけれども、そういう方向だからこそ有償化も考えておられるのかなと思ってお聞きをしている面があります。

それから、当然導入を決めたということは、今後、方向では進めているということは、今後やっぱり費用面は出てくると思うんですよ。もしあまりうまくいかなくても、途中でやめるとなると、また住民の方の利便性から考えると、そういう費用に金銭のところまで左右されて、やってみたけれども駄目になりましたというのでいいのかということもあるので、きちんとやっぱり費用は出して、どれくらいかかるのか、これくらいは場合によってはみようという決断とか、町としての方針をしっかりとっておかないと、あまり意味がないんじゃないかというところを思うわけです。

当然幾つかもう既に検討はされているのかなと思っていたんですけれども、例えば当然のことですけれども、タクシーというのは乗れば乗るほど割勘定になりますので、当然安くなると。だから、乗り合いをどうやってうまいことやるかとか、例えば笠置町でいうと、比較的まだ人口も少なく面積も狭いので、大都市とかでやっているような複雑なシステムよりはもう単純にあちらを回ってこちらを回ってやるほうが、大規模な導入の費用はかからないんじゃないかとか、そういうところがあるんじゃないかと。それぐらいの検討はされているんじゃないかと思ったので、お聞きをしているんです。

これ結構やっぱり急いでやっていかないと駄目なことだと思うので……。

警報が鳴っているようですから、一旦どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 暫時休憩します。次、20分から開始します。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時21分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど中断いたしまして警報が鳴っていた件で中断していただきました。原因確認いたしましたところ、2階の湯沸かし室ガス警報器が発せられました。ガス漏れが少し起こっておりますけれども、もう解消されております。御心配おかけいたしました。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

デマンドタクシーの件ですけれども、町長にお聞きしたいんですけれども、やはり公共交通、通院や買物だけではありませんけれども、そうしたしっかりと足を支えるということで、今後費用の面とか、いろんなことが起きてくると思うんですけれども、しっかり取り組むという決意があるのであれば、お示しをいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

社協を中心に買物支援でありますとか、病院への送迎サービスというのを実施しているところですが、土日祝日の運用が全くできないということで、通院されている方については、タクシーの乗り合いで移動していただいているというのが現状でございます。

デマンド交通、タクシーですが、タクシーの利用について一定検討はこれから進めていくということになっていくと思います。ただし、それなりの費用負担が生じますので、その辺の社会実験をどの段階で行っていくのかということについても、今後の検討課題ということになるかと思えます。

やり方幾つかあると思います。町単独でやっていくというような方法もあるし、「村タク」の営業圏の拡大、つまり共同で運用するというやり方もございます。このあたりのことについては、どのような方法が一番いいのか、住民の皆さんの声も聞きながら、しっかりとした形での計画を立てていこうというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

総合計画には、例えば検討しますと書いてあるんじゃないなくて、デマンドタクシーの取組進めますという書き方になっているわけです。それで、ところが、これまで循環バスを増やすという話も費用面でなかなか厳しくてできなかったというところなんで、ここまで書いてあるということは、もう決断をされて、いろんなことがあっても一定の費用負担ぐらいは想定をされて、もう進めますというところまで決断をされていると思うのではないかとこのころでちょっとお聞きしているんです。

検討結果で、あまりにもお金かかる、極端にお金かかる場合は、無理な場合もあるかもしれません。だけれども、ある程度はそこはもう決定をされて、進めますとやるんだということでもいいのかどうかお聞きしているんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

ドア・ツー・ドアのデマンド交通につきまして、基本的にはやっていきたいという方向では考えておりますけれども、最終的に住民の皆さんがどういうふうに思われるか、費用負担がかかってまいる話でございます。

それと、町バスとの整合性というのを考えないといけません。デマンド交通でタクシー走らせたんで、町内の循環バス中止というようなことできないんで、その辺のことは住民の声をしっかり聞いた上で判断していきたいということでございます。

基本的には、町内の公共交通については不十分なんで、それどういうふうにして補完していくかという話で、デマンド交通でタクシーを走らせていくというのは一つの手段やというふうに考えておりますんで、その辺のことはきっちり検討させていただいて、どういう形で実施するのかということについて、また御説明なり御提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

行政として、例えばですけれども、大体これぐらいの概算としてかかるだろうと、ほかのところと比べたら大体こういう仕組みでやればここまでで上限は決まるだろうとか、ある程度のものを持った上で、これだったら進められるだろうということで載せているんじゃないかと。本来そういう形やと思うんです。

全く分からない状態で、取りあえず検討はするから載せようなのか、この書き方だともう取組を進めることはほぼやるということだと思っておりますけれども、そこまでいかにここに

載ってしまっているのかという話になってしまうので、そこはちょっと違いが出てくると思うんですよ。検討しますというのと、進めますというのは、ちょっと意味合いが変わってくると思うんです。場合によってはしない場合もありますと、ほかの方法で、全体の公共交通の再編って書いていますから、やらない場合もあるかもしれないという意味なのか、いや、もうこれはデマンドは本当に大事で、十分に導入できるというある程度のめどが立っているということなのか。

何か今の言われ方だと、実際はもう検討する、その結果どういう形になるか分からないけれども、住民の声を聞いてやると、方向でいきたいというのが、今の段階ということではないんですね。そこをちょっと明確にしておいていただきたいなと。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

デマンド交通については、今後一つ重要な課題やというふうに考えております。

ただし、村タクシーの場合でしたら、町内の循環バス廃止されたというふうなことがございます。和束町では、奈良交通に多額の負担金払って運行されているという状況でございます。財政的な問題もございますし、どのような形で折り合いをつけるか、どの程度の制度を組み上げるのかというのは、住民の皆さんの声、利用者の声も聞いた上で、進めていきたいと考えております。

具体的に、取りあえずは年度内の実証実験まで、有償の実証実験までもっていけたらというふうに考えておりますが、最終的には住民の皆さんが有償でもそんなような方式でデマンド交通を実施してくださいと、そうしていただけるとありがたいという声が多いようでしたら、ある程度の財政負担も考えながら検討していくということになるかと思っております。

決してデマンド交通しない、これから何も考えていないということではなしに、いろんな提案、いろんな情勢いうもんを検討しながら、住民の声も伺った上で、改めて予算措置等々必要な場合は、また議会に提案させていただいて、御相談させていただくということになるかと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ほかの質問もありますので、ここでこの点これ以上とは思いませんけれども、もう少し導入に当たりましては、計画とはいえ載せる段階までにある程度のを積み上げておく必要があるのではないかなと思うんです。

普通ここに書かれたら、やっぱり住民の方は当然期待されますし、もうこれはほぼやるんだろうと。ところが、開けてみてやってみてあまりにお金がかかってしまって、これはさすがに財政無理なんじゃないかということになって、断念してしまうということになってしまふと、だから、ある程度の導入のめどというのは、やっぱり事前に図った上で、進められなきゃいけないんじゃないかと。その点はちょっと今後本当に行政の立場として、意識をいただきたいと思います。

時間の関係もありますので、次の質問に入りたいと思います。

移住・定住政策についてです。

まず、大きなくくりとして、移住・定住に向けて、どのような取組を進めていますか、または、検討しているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

現在の取組といたしましては、空き家バンクの登録制度がございますので、そちらのほうを地域おこし協力隊によりまして取り組んでもらっているところでございます。

令和4年度の予算につきましても、移住促進といたしまして、その空き家バンクの登録の家財撤去であったりとか、家屋の改修等で630万円の予算を計上させていただいております。

昨年度、令和元年度、2年度におきましては、町外の固定資産税の納付書の発送時に空き家バンクであったりとか、相談できますというふうなお知らせを同封していただいたというところもございますので、地道なことかとは思いますが、新年度におきましても、税住民課のほうと協力しながら、そういう取組は進めたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

移住・定住進めるに当たりまして、度々同様の質問をさせていただいておりますけれども、まず住むところがなければ、当然どれほどPRしても、どれほどいろんなことを取り組んでも、来たいという方がおられても、住むところが少ない、選択肢が少なくてマッチングしても合わないということが当然あるわけですね。

その中で、以前も聞きましたけれども、空き家の状況を1回調査されたと。ところが、全

ての方に声かけられたんですかということでお聞きをしても、できていない、取組ができていないということも、町とのやり取りの中ではありました。

現在、例えば、全ての方に声かけて、もうその所有者との関係では状況が把握できていると、あとは取組をどうするのか、どういう条件ならいいというところまで来ているのか、まだまだ取組ができていないのか、空き家の把握とその所有者の方へのアクセスであったり連絡であったり、その状況をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

現在、空き家バンクの登録物件につきましては、5件の登録をいただいております。協力隊なり、それからうちの職員等によりまして、調査した中で出てきたところから、順次声をかけさせていただいて、今現在5件という数字になってきております。登録までにはいかないまでも、相談いただいている方もいらっしゃいますので、今後もう少し増えていけばと思っております。

ただ、やはり地域柄、地域柄といいますか、田舎特有のといいますか、仏壇があるのでやはり登録ができないなという声も相談いただいた中でも聞いているところでもありますので、そういうところの解消に、所有者の方の思いというところもございますので、今後いろいろ相談業務に取り組んでもらいながら、物件のほうは増やしていきたいと思っております。

それから、登録の移住の希望につきましても、今8件ぐらいの相談はあるようです。実際に現地を見ていただいたということもございますが、まだその後のマッチングというところは、これから現場見ていただいた中で進んでいけばと思っております。

それぞれもう少しホームページのほうも分かりやすく見やすくというところも御指摘いただいているところもございますので、協力隊のほうとも相談しながら、見やすいもの、それからやはりもう町外に出ておられますので、各区長さんなり御近所、隣組さんのほうからも声をかけていただくというような、やっぱり地道なものが必要なのかなと思っております。

数にすればまだまだこれから、空き家と思われるものはたくさんございますので、取組に向けていろいろと関係そういう団体さん、団体といいますか、区長さんとか、そういうところと御相談させていただきながら、進められたらと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

お聞きしたかったのは、空き家を調査されていると。そのうち、例えばもう明らかに連絡がつかない方は困難だということで仕方ない面もあるかもしれませんが、そういうの除いて残りについて、なかなか当たり切れていないんですということがあったわけです。

それで、今そういうところはもうほとんど当たり切れた状態で、さらにその先を今進められているのか状況を聞きたかったわけですが、その点お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません。向出議員の御質問、申し訳ございません、御質問お答えさせていただきます。

物件につきましては、所有者の確認等のところもほぼできているというふうに聞いております。5件登録いただいた以外にも、先ほど言いましたように、相談というところもございますので、連絡取れて好意的に話を進めているところもございます。

ただ、全てがそういうところではございませんし、所有者の方もそれ以上は追えないというところもございますので、物件として今、当初の確認できたところには当たっている、1回目の接触は、接触といいますか、できたというところになっているということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

以前聞いたときには、なかなか進んでいませんでしたので、ちょっと状況をお聞きをして、取組が不十分であれば進めさせていただきたいということで質問させていただいています。

それで、先ほど5件は登録、空き家バンクあるということですが、実際相談は8件あるということで、やっぱり相談のほうが多いということで、さらにマッチングもあるので、どうしてもこの件数、努力いただいていると思うんですけども、まだまだ不十分だと思うんですね。

それで、先ほど言われたように、所有者の方のいろんな条件もあって、仏壇もあるという話も度々お聞きをしていますけれども、そういう空き家だけの活用ではやっぱりなかなか整備が進まないといいますか、借家の整備が進まないと思うんです。それで、度々借上げ住宅という形であったり、町が入って借りるという形などを提案をしたことがあります。

以前、大分前の話ですけども、その当時の担当課長から、一定勉強させていただいて検討してという答弁もあったわけです。ところが、現在は、なかなかそれは簡単ではないという答えをいただいています。だけれども、それではなかなか進まない。そのあたりについて

ては、検討の余地はあるんじゃないかと。

実際に全国的にはそういう借上げ住宅をやって成功している事例もあります。そこを研究されて、笠置町でもやっぱり取り組まない限り、せつかく来たいと言っているのに、家がないということで、人口が増えないというのではもったいないと思いますので、そのあたりの対策についてどうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

借上げ住宅の件につきましては、以前から向出議員も御質問いただいているというところは認識しております。

なかなか難しいというところでお返しさせていただいているところではございますけれども、やはり不動産というところもございますので、本来町として全てやるというところも難しいのかなというふうに考えておりました。

ちょっとその後、私のほうもなかなか勉強させていただけていなかったもので、町で借り上げて使うというところが来ていただく方は安心やというところは十分理解しておりますので、どのような方法が取れるのかというところを考えさせていただきたいと。できないというところもあるかも分かりませんが、ちょっと取組方法を考えさせていただきたいと思います。

住宅につきましては、町のほうで、一定声をかけさせていただいて、家賃等もございますけれども、御希望によりまして、もう売却というところに進まれたところもございますので、ちょっとそういうところで、件数のほう、すみません、先ほど、件数のほうもなかなか伸びていないところでございます。

移住希望者の方にそういう借上げ住宅、それからうちの登録した住宅等が提供できるのかというところ、数が、移住の希望者が多いところもありますので、物件で足りないというのももちろん承知しております。

今後取組も、今言っておりました借上げ住宅どうしていかも含めまして、もっともっと物件のほう登録物件して、マッチングのほうを増やしていけたらなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

それで、子育て政策ということで、新婚向け世帯であったり、多子世帯とかにも援助をするという制度を始めておられると思います。

笠置町のホームページを見ますと、移住・定住向け、空き家バンクの項目はあるんですけども、移住・定住を希望されている方へという形で分かりやすくなかなか掲載されていない状況があります。

それで、子育て支援策、また、産業とか仕事起こしも含めてですけれども、そういうPRとか、笠置町では住めば子育てこだけしやすいということであったり、仕事としてはこんなものがあるとか、PRの面もすごく大事なんじゃないかと思うんです。その点については、SNSの活用ということになるんですけども、現在、どういう情報発信や取組を、サイトだけ見る、ホームページだけ見ると、なかなか取組が弱いように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問です。

確かに、ホームページのほう分かりにくい内容となっているのかなど。空き家バンクにつきましては、物件の登録のみ上げております。町の施策としてこういうものがあるというところと連動しておりませんので、先ほど言っていました子育ての支援策であったりとか、交通の関係とか、そういうところとリンクできるような見やすいものが必要なのかなどいうふうに感じました。

今後、それぞれの課のほうと、そういう施策のほうと結びつけて掲載するようなことを、ちょっと庁内で調整させていただくように考えます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この間、地方創生の取組もされておまして、その中の一つの目標、目的として仕事起こしということですね、産業の問題も書かれていたと思います。

その点については、現在、どういうふうに取り組をされていて、どういう成果が上がって、どういう状況にあるのか答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

産業につきましては、なかなか立地的なところもございまして、笠置町では工場誘致・企業誘致条例というものをしておりますけれども、なかなか進んでいないところが現状でございます。こちら総合計画の中でも記載をさせていただいておりますけれども、おっしゃっていただきましたように、町のほうで産業があれば移住・定住の施策にもつながるのではないかとこのところもでございます。

これからといいますか、手立てといたしましては、学研都市のほうの企業であったりとか、企業のほうに通勤範囲でありますよというふうなPRも含めまして、そういうものPRは必要なのかなと思っております。

それから、産業、移住・定住につながっているのかいないのかということはあるかもしれませんが、町内のほうで飲食業であったりということも、笠置町で起こされているということもありまして、そういうところも笠置の魅力で、笠置でこの小さな町でそういう事業を起こされているということも魅力ですよ、成果ですよということも発信できたというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

例えばいこいの館なんてそうだと思うんですけども、温泉の従業員の方というのは雇用になっているわけですね。例えば、そこに従業員何人か置きますと。ちょっと費用面のことがあるから、いこいの館だけでは無理なんですけれども、例えばキャンプ場のオープン化も、例えばそういう仕事起こしとしてつながらないのかとか、そういうことを進めないといけないと思うんですよ。

ところが、数年来、なかなかそういうところまでいっていないと。飲食店されている方も、もちろんまったく補助がないとかいうことでありませんけれども、基本的には、自分で開業されてやっているということになるとは思うんです。

もっと機関といいますか、町として行政として仕事をしっかり起こして、どんどん裾野を広げられるようなことを、今本当に考えて取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかと。

ところが、ずっと聞いていまして、その取組についてはなかなかどうということが検討されて、本当にどういう取組をされてというのがなかなかないように今までの答弁等お聞きしていてもあるんですけども、何か方向性とか、進めるものというのは何もないんでしょうか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問といたしますか、御指摘、お答えさせていただきます。

今までの事業、それから補助のことにつきましても、その課その課の単独の事業となっております。

移住・定住の施策につきましては、先ほど向出議員もおっしゃっていただきましたように、子育てであったりとか、教育環境、また交通環境とか、いろんな分野がリンクしているものです。

今までそれぞれ単独で取り組み、移住・定住等、それが商工観光課で実施して、子育て支援は保健福祉課で実施しているけれども、そこらがうまく調和されていない、連携されていないというところも多々ありました。

今後、そういうところの問題がない、問題といたしますか、連携が取れるように政策チーム、仮称ではありますが、政策チームの中で連携を取っていったらというふうに考えております。

今までの役場の進め方といたしまして、そういうところが課題であったというところは十分認識しております。今後、それぞれの課長の連携もそうですし、各課のチームとの連携も取りながら、施策の取組進めていきたいと考えております。

それと、向出議員がおっしゃっていただきましたように、情報発信につきましても、先ほどお答えさせていただきましたとおり、連携取れていないというところを克服といたしますか、解消していくように取り組みたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

行政の仕事のやり方や連携のことをお聞きしているのではなくて、目的として仕事起こしは掲げられていると。なので、例えば、さっき河川のオープン化って言いましたけれども、こういうこととか、例えばボルダリングの話もあったと思うんですけども、例えば貸しボードをマットを一時的に預かる場所とか、そういうグッズ販売店はどうかとかいうのも、ちょっとちらっと載っていたりしたわけですけども、そういう具体的な方向性ということが検討されているのか、まだこれからなのか、今のだと全然内容が聞こえてこないんですけども、全く検討しないはずはないと思うので、こういう方向を進めようとしているとか、そういうものをお聞きしたかったわけです。もう一度お願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼します。申し訳

ありません。不十分な答弁で申し訳ございません。

全くというところではありませんけれども、それぞれの課でいろいろと考えております。産業の誘致もそうですし、河川のオープン化もそうですし、施策としては全く何も出てきてない、芽がないというところではありません。そこを積み上げて、今後連携した中でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

いこいの館の再開に向けましては、町長も取組の方針といたしまして前回説明させていただいたところでございますので、そういうところで、就業、雇用、観光全てがまとまって連携しないといけないところとっておりますので、全く何も芽がないというところではないということは御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

時間の関係もありますので、これ以上ねと思うんです。ただ、何年来取り組まれていますから、例えばこれとこれとこれはやろうというところまで、本来はもう踏み出していないといけないんじゃないかと。なので、ちょっともったきちとした形で出していただきたいと思っております。

それで、次の3つ目の問題にちょっと移りたいと思っております。

デジタル化事業についてということで、事業の内容にもいろいろあるんですけども、特に個人情報保護の取組についてお尋ねをしたいと思っております。

個人情報、本来その利用目的をまず限るということと、何に使われるか、第三者には提供しませんとか、ことも含めて本人の同意を得ることが基準だと思うんです。

ところが、国のほうでは、2015年には、匿名に加工すれば本人の同意なくても第三者に、民間を対象としてですけども、できるということになりました。2016年には、国の行政機関とか、国立大学とか、そういったところを対象とした形で、そこでも個人が特定できないように加工してあれば、本人の同意なくてもできるという形になってきています。そういう形でどんどん情報を本人の同意なくでもいいですよということで広がってきているわけです。

行政のほうにお聞きしたいのは、国の法律が変わっても、業務の目的とか、そういう点から本当に必要があるのかと、この情報を収集する必要があるのかとか、法律が変わったからとにかく機械的にそのとおりにするのではなくて、個人情報保護の観点を非常に主眼に置いて取組が必要だと思うんです。

行政の裁量の範囲で、法律で義務化されているものは無理だとしても、行政の裁量でこれはやめておこうとか、これは業務上必要ないから保護の観点からこうしたほうがいいたろうとか、そういう視点が必要だと思うんです。その点についてはどうのお考えか答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の質問にお答えさせていただきます。

個人情報の関係、2日目に前田のほうからも説明をさせていただきましたけれども、デジタル化ということに加えて説明をさせていただきたいと思います。

御存じのように、本町では、現在、行政機関が保有しております個人情報につきまして、その収集、保管、利用等、笠置町の個人情報保護条例、また、マイナンバーを含む個人情報であります特定個人情報につきましては、笠置町特定個人情報保護条例を制定しまして、個人の権利、利益の適切な保護に努めておるところではございます。

先ほど向出議員のほうからお話がありましたように、行政のデジタル化ということにつきましては、急速に加速していっている状況でございます。御存じのように、令和3年の9月にはデジタル庁というのが新設されまして、人に優しいデジタル化、また誰一人取り残さないデジタル社会の実現ということを、国のほうが目指しているところでございます。

個人情報の分野でいいますと、それと同じ流れで、いわゆる2000個問題というものがあるんですけれども、これまで国や地方自治体、また民間を対象としました3つの法律と、それから地方自治体ごとに多くの条例が乱立している状態でございます。その解決に向けて大きな動きとしまして、国のほうでは共通のルールに一本化されることになっております。

現在、自治体情報システムの標準化なども想定されていますことから、安心して参加できるデジタル社会の形成に向けて、デジタルディバイド対策、これはインターネットやコンピューターを使える人と使えない人の情報の格差、それに対する対策ですとか、また、利用者が機器サービスを円滑に利用できるアクセシビリティの確保など、データ流通と個人情報保護の必要な共通ルールが法律で定められ、法律の的確な運用を確保するガイドラインというのでも策定されることから、これまで以上に厳格な管理がされるという認識はしております。

でも、今申し上げましたように、高齢化が進んでいます本町におきましては、いわゆるインターネットの弱者というのが多いというふうな認識もしておりまして、町のほうでは、そ

ういったデジタル化が進むことによって、個人情報の漏えいですとか、そういうことを懸念されている方いらっしゃると思います。

向出議員がおっしゃられたように、町のほうの独自のやり方というふうには、どういうふうにしていくのかというところだと思うんですけども、先ほど申しましたように、国の制度、こちら令和4年度に国のほうからガイドラインというのも策定されまして、そちらのほうを踏まえながら、当初申し上げました笠置町の個人情報保護条例や運用のマニュアル、そうしたところをもう一度見直して、再構築していく必要があるかなというふうに思っております。

なかなか知識のある職員も少ないということもありますし、もう少しITデジタル化の勉強も必要ですし、個人情報に対する保護に対する職員の認識もまだまだ低いところではあるかなというふうに思っております。

そうした中で、新しいガイドラインを踏まえながら、もう一度職員全員でそれに対する知識の向上をしまして、どういうところを町として国の方針にのっとるべきなのか、それとも町の独自の判断でこういうところは、町の独自のマニュアルというのに沿って取り組んでいこうかというところを検討しないといけないというふうに思っております。

まだまだ職員の勉強不足というところは、うちの本町の課題ではあるというふうに思っておりますが、国のガイドラインを見ながら、町の運用を決めていきたいというふうに今考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

2017年から行政機関等の非識別加工情報制度が始まっています。これは民間業者からこういう情報をほしいというときに、行政機関等がどんなデータを持っているかということで、個人情報ファイルを公表するんですけども、例えば全国の国立大学法人では、受験生の入試の点数や内申点等の情報、授業料免除に関する情報とか、母子家庭、父子家庭かとか、障害者のいる世帯、つまりこういう膨大な情報を、個人が特定されていないからということで公表するような方向が出てきているわけですね。

これたくさんの情報を組み合わせると、場合によっては個人がある程度限定されてきたり、どの辺りに住んでいる方かなとかいうことになる懸念もあるとは思いますが、こういうことが現に広まっていますから、やっぱり町として本当にこれで、これは本当にいるのかとか、これをやるとまずいんじゃないかとか、これは今回は情報として収集しないほうが

いいだろうとか、業務上の扱いについてはそういう判断が本当に独自に必要なのではないかと
思います。

今答弁いただいていますから、そのとおりに進んでいただきたいんですけども、そういう
認識でどんどん国では広がっている中で、ただ、町独自の判断をする力といいますか、そ
ういうのをしっかり発揮していただいて、取組を進めていただきたいと思います。

4番目の最後の問題について質問させていただきます。

風水害とか、だけではないんですが、風化をして本来町道としての面積が崩れていたり
とか、なっているようなそういう町道というのは、笠置町内にありますかお尋ねをしたいと思
います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、町道において通行に支障となっている箇所等については聞いておりません。
以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

一例としまして、西奥からナカムラ方面を抜ける道、町道広岡線の一部になりますけれど
も、あそこを見てもみますと、どうも崩れているように本来の町道のところから、どこまでが
一体町道なのかははっきりしないんですけども、そういう箇所が見受けられているんですけ
れども、例えばこういう箇所は、本来の町道としての効用を保っていて、もともとの面積、
道路としての面積もきちんと保たれているということでもいいのか、ちょっとそのあたりの認
識をお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

今おっしゃっていただいた広岡線につきましては、一応担当のほうでまた確認させていた
だいて、どのような状態であるか等また見させていただいて、対応させていただきたいとい
うふうに考えております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

以前この道については、崩れた状態にあるので、利用者は少ないという中ではあります
けれども、やはりきちっとすべきじゃないかということでお話をさせていただいたことがあります。

ところが、これがもし本来の効用を失う形で町道が崩れていたりなっているのであれば、いわゆる一般的な修繕とは別に復旧がいるんじゃないかと。そのあたりについて町としては、当然復旧作業というのは通常の修繕とは別にやるはずなんですけれども、風水害とか以外でも風化して崩れてしまっている。通常はアスファルト敷いている道路が多いので、そういうことは起きにくいんですけれども、そういうことが生じた場合には、町としては修繕とは別に風水害の扱いに準じて直していくということなのか、そのあたりの認識をお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

風水害等ではなくての崩れということですので、ケース・バイ・ケースにはなるかと思えますけれども、やはり現場確認して経過観察等させていただきながら、必要な処置ということを取っていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ケース・バイ・ケースとは思うんですけれども、端的に言いまして、効用さっき失われた状態ということで、例えば面積基準とか、これぐらい崩れたらそれはさすがに直さなきゃいけないとか、そういう基準等とか、明確なものというのは町としてあるのか、ケース・バイ・ケースということは町長の判断ということになるのか、そのあたりルール等はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

道ですので幅員というのがありますので、そこら辺の関係で、認定している幅員が崩れていたりとか、そういった形については何かしらの対応、先ほども申しましたけれども、安全上問題ないといっただけでは経過観察でさせていただきますし、必要なことであれば、また必要な対策を取っていくということになろうかと思っております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

当然のことですけれども、法律上幅員のメートルであったりとか、それを割ってしまうと直さなきゃいけないということになってくると思うんですけれども、今だとちょっと判断によっていろいろ変わるというような感じでしたので、そういう基準に当然該当すれば直され

と思うんです。

ところが、先ほど例として挙げさせていただいた道については、人通りも少ないと、利用も少ないのでということで、一旦回答ちょっといただいている件がありました。そういう扱いでいいのか、そうじゃないんじゃないかということで、やはりそういう直すべき基準等に該当した場合については、普通の修繕とは別にやはり直さなきゃいけないんじゃないかと。この点について実際に町のほうに申入れといいますか、いったときには、そういう理由で費用もあるのでということで一度返されているんです。

そうじゃないんじゃないかということで質問させていただいているんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。風水害以外でも風化をして町道の効用を失ってれば、当然お金とかどうじゃなくて、直さなきゃいけない道としてやはり優先的に考えなきゃいけないんじゃないかと思うわけです。そのあたりについて答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。風化等で崩れた場合でもすぐに直さなければいけないんじゃないかということでございます。やはり町内町道では64路線ございます。その中で緊急性やまた財政面、また事業の効率性等を勘案しながら、それからおっしゃっているように、その場所の安全性が保たれているか等も勘案しながら、やっぱりやっていっているというのが現状かなというふうに思っております。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

20分まで休憩します。暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町長から向出議員に対する訂正の発言がありますので。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

先ほどの向出議員の御質問に対して、デマンド交通の有償実験を今年度内にというふうに回答申し上げましたが、来年度の間違いとか、勘違いでございましたので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） 次に、2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ただいま一般質問として、町の将来像、また、いこいの館について、2点につき質問させ

ていただきます。

少子高齢化に伴い、人口の減少、現在は1, 200人を割っております。過疎化、空き家、独り暮らし等のため、町税収入の減少、こういう問題について笠置町として活性化、町長はどのように思っておられるのか、将来をお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますが、質問の内容非常に多岐にわたると思うので、それぞれ担当課長のほうからまず御説明させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） それでは回答にならないと思うんですよ。私は、町長の意見を聞きたいんです。各課の課長の意見は聞きたくないです。町長の将来性について聞きたいから答弁をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございますが、まず財源確保等についてですが、この財源確保については、まず町内の事業者の支援ということが一つございます。それから町内での起業、就労等々についての対策というのがございます。

また、他の財源確保については、国や京都府の補助金等々の有効な活用というものを考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今町長の答弁なんですけれども、それで、多岐にわたるという話ですが、そうすると、空き家対策について、町管理の建物、例えば中央公民館、また、途中で止まっている児童館、そして旧植村邸等をどうするのか、活用方法並びに今後の方針をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

中央公民館につきましては、教育委員会が退去しました後、町のほうに施設として戻ってきております。耐震改修もできないことから撤去が必要なんですけれども、今財源的に厳しいところがございまして、その段階には至っていないところでございます。

それから、笠置児童館につきましては、今現在も相楽東部広域連合の管理となっております。

す。今後の建物としてどう対応していくかというところは、連合教育委員会のほうと町とで協議しながら進めるところでございます。それが改修となりましたら、経費としては連合教育委員会への負担金を支払うというところで考えております。改修を行わないとなりましたら、中央公民館と同様、児童館を町の施設として返還いただき、町のほうで撤去することになると思いますけれども、まだ児童館につきましても、具体的に策が決まっているというところではございません。

それから、言っていただきました旧植村邸でございますけれども、寄贈いただいているいろいろと活用方法等、議会の中でも当時の担当課長等、説明させていただいたところではございますが、令和4年度の予算において建物の一部撤去の費用を計上させていただき、可決いただいたところでございますので、令和4年度に本宅の老朽、屋根の落ちている部分等ございますので、そういうところを撤去させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私、町長に答弁を願ったんですよ、方針について。どうなんですか。私は、課長にこういう条件を聞いているわけじゃないんですよ。将来性について、笠置町のトップとしてどうかと、あるべきかということを知っているんですよ。

だから、一つので多岐にわたるといふ答弁やったから、例えば空き家について私は説明したんですよ。どうなんですか。町長から説明してくださいよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、中央公民館に関しましては、裏が急傾斜地ということで、再利用が非常に難しいということで、将来的には撤去するというので、これは致し方ないというふうに考えております。

児童館につきましても、教育委員会管理でございますが、その再利用について教育委員会と協議していくということになるかと思っております。今のところどういうふうな形にするのかということは、教育委員会との協議をしていくということで、まだ現在決まっております。

植村邸につきましても、今年度何度か確認もし、元所有者の方にもお話を伺った上で、実際に家財の搬出等々、必要なものについて出してくださいということで、一度来ていただいて、立会いの上で内部の確認もさせていただいております。

屋根が相当傷んでおりまして、一部崩れております。このままでは使用には耐えないとい

うことで、修繕ということをしていしますと、非常に多額の費用がかかりますし、また、裏山もまた急傾斜地になっておりますので、これについては除去させていただくということで、予算化させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今公民館の説明、植村邸の説明を受けたんですけども、結局裏山が危険ということで、中央公民館を撤去するという返答なんですけど、これそうなってくると、あの近辺一円が非常に危険な地域になってということになるんですね。違うんですか。

それで、撤去する、今予算がないからできない、いつ頃するんですかね、これ。考えてみれば、これからの若い世代に撤去する経費がかさんでくるということも考慮されての返答ですか、どうなんです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

浜通の笠置山側の裏山は急傾斜地になっておりまして、これは京都府でも土砂災害の危険区域ということで指定されておりまして、なかなか現地の改修というのは難しいというふうになっております。我が家も実は裏が急傾斜地になっておりまして、現地改修なかなか難しいという状況でございます。

そのような中で、中央公民館を再利用する、または耐震補強するというには非常にまた負担もかかりますし、効率的でないということで撤去ということで、基本的にはできるだけ早期に除去したいんですが、相当の費用負担かかるかなというふうに考えていますんで、いつ頃できるかということについては、まだ未定の状態でございます。

植村邸に関しましては、過去いろんな議論があつて、どういうふうな活用するかということが議会でも取り上げられて話し合われたということは、私も了知しておりますけれども、実際問題現状の家屋というのが危険な状態にありますんで、できるだけ速やかに撤去したいというふうに考えておる次第です。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

中央公民館撤去、急じゃない。そうすると、先ほど言いました植村邸も非常に危ないというようなことなんですね。そうすると、あそこにある住宅も撤去されるという将来像ですか。私は将来像を聞いているんですよ、ざあつと。そういうことでいいんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 住宅につきましては、町の管理となっておりますので、現に生活されておられる方がおりますので、危険な状況があれば、適切に対応させていただきたいというふうに考えています。

浜通については、現地改修が難しいということで、京都府のほうからも説明を受けておりますので、現地改修するときはそれなりの災害に対する防御策といたしますか、対策を取ってからでないといけないというふうに一定の指導といたしますか、枠が来ておりますので、それに沿って対応せざるを得ないという状態でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

対策を取ってという話なんですが、対策はいつどのような方法で取られるんですか。具体的に説明してもらいたい。

しかし、町長の答弁では、どうも私の回答にはなっていないと思いますので、やはり具体的に対策はどういつというような目標を持った返答をしてもらいたい。

こういう空き家対策については、今の町長の答弁でそのようなものかなというように判断するんですが、これ笠置町の活性化、この前の政策大綱の第1に観光のまちづくりいうのをうたってありますね、総合計画。町の産業というと観光産業やと思うんです。具体的に説明をお願いしたい。

予算では花火、鍋のイベントがない、なぜか、ほかに何か考え方があってのことか、その点どのようにお考えかお答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で、観光政策どのようにしていくのかという御質問でございます。

一つには、近隣町村も含めた観光コンテンツの洗い直しということがあるかと思えます。それに関してどういうふうな形で周知していくのかということに加えて、それをどのような形で商品化し、町のにぎわいづくり、活性化、または関係人口の増加につなげていくのかというふうなことを、現在、検討中でございます。

そのための人事体制というのを考えておりますので、まだ具体的にこうした形でやっていきますということは申し上げられませんが、そのための体制づくりというのは、現在、検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この観光のまちづくりという政策、第4次で掲げたですけれども、これは一体どういうことなんでしょうか、町長の今の返答を聞くと。町長は、なぜ私は鍋イベントが何でやめたんか、やめた理由があると思います。だったら、やめたらやめたなりに、笠置町の観光のまちづくりとして新しい何かの思案があるかということを知っているんですね。

例えば、笠置町は、今の答弁かもしれませんが、例えば今のあるキャンプ場しかないと思うんですが、ほかの町村ではロッジとキャンプ場を広げ、また、村では茶畑にロッジを建て、茶と併せてキャンプ場の合同の開発をやっていくと。それで、町では、ロッジを建てながらキャンプ場を広げていくと。笠置町のキャンプ場は今はいいんですよ、今はいいんですが、将来減る可能性があります。温浴施設と同様になると思いますが、これに対して町長はどのような対応策講じようとしているのか、将来的ビジョンをお聞かせ願います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

一つ目として、四季彩祭が実行しておりますイベントの件でございますが、先日3月24日に、四季彩祭の実行委員会が開催されております。その席上で、まず、花火大会については、参観者の帰宅時、または163号の混乱というもの、混雑というものも避けられないということで、このままの状態では非常に危険だということで、何らかの対策ができない限りは、あのような状況は非常に危険やという判断させていただいています。

それから、鍋フェスタについては、何かしら冬の鍋フェスタに代わる新しい事業を検討してくださいということで、検討がまとまれば、その時点でまた予算措置をさせていただいて、提案させていただこうかというふうに考えております。

それから、いこいの再建について御質問がございました。これ再建に向けた取組、いこいも含めた河川敷の有効活用の……。

議長（大倉 博君） 松本議員に申します。

今おっしゃっていることは、松本議員、質問されていることは、通告に基づいていないんです。通告に基づいて質問してください。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、議長がそれに沿った質問をしてくださいという答弁ですね。しかし、町長の返答は、我々の質問に対しておうたような返答をされているんですか。同じじゃないですか。その点、

議長はどう思われるんです。

先ほども言いました、いこいの話なんかしていませんよ、今。今、そうじゃないですか。なぜこれが、ちゃんとうとうてありますよ、空き家について言うてるじゃないですか。だから、それは例えば方針がどうこう言われたから、そういう方法もありますよと、私は言うてるだけであって。町長の方針どうやということを的確に説明するように、議長、進めてくださいよ。

議長（大倉 博君） 質問する方もこの通告に基づいてやってください。

（「今の質問議長が認めたんちゃうんですか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） いやいや、認めてないのよ、それはちょっとタイミングがずれたんだけど。だから、この通告に基づいてやってください。どうぞ、松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

議長がそういう方法であれば、言いますよ。

次の質問に変えさせていただきます、方針はないですから。

そうしたら、いこいの館について、裁判の結果は、途中経過はどうなっているんですか。これでいいですか。

議長（大倉 博君） 参与。

2番（松本俊清君） 町長にお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

現在、いこいの館の旧管理者についての裁判は、現在も継続しておりまして、また、相手側から挙証責任が果たされていないということで、審議がなかなか進まないといった状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 参与。

2番（松本俊清君） 議長、私は町長に聞いているんですよ。参与だったら最初から参与って指示しますよ。管理責任者でしょう、参与はいこいの管理責任者ですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の補足いたします。

いこいの館の管理を委託していたフェイスとの裁判の進行については、現在、被告側の挙証責任がまだ満たされていないということで、審理がストップした状態です。裁判所のほうからもきちんと挙証責任を果たすようにということで指導されているわけですが、まだ現

在のところ、具体的な審理の進行はございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、その裁判ですけれども、今は笠置町は原告なんですよ。被告から何もあれはないんですか。提訴はないんですか。もし提訴があれば、裁判の関係上あれば、裁判の関係上現場保存ということも加味されますが、提訴はあるんですかいないんですか。町長にお聞きします、責任者にお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

フェイセス側から反訴の提起はございましたが、その反訴の内容についての具体的な挙証責任が果たされていないということで、審理がストップしているという状況でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

相手側から提訴があったということは、原告であって被告であるということですね。そうなってくると、その内容にもよるんですが、町長が管理者が言われている温浴再開、いこいの再開いう問題について、内容はどうであれ現状保存しなければならないのと違いますか。

それと同時に、前回報告されました社会福祉協議会の事務所使用の件、そういう点も裁判で関係ないんですか。使用を用途を変更してもいいということであの条例を変えられたんですか、その点どうなんですか。町長、お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、現状保存の件に関しましては、担当弁護士のほうに相談いたしまして、修繕に着手してもよろしいと、特に問題はないということなんで、そういうふうを考えております。

なお、念のために現状の写真、相当数準備しておりますので、何か問題があれば、それを証拠として提出することは可能かというふうを考えています。

それから、社協の事務所の利用については、事務室を事務室として利用するということなので、用途の変更というよりも、どういう形で利用するかという、誰が利用するかという問題なので、特に問題やというふうには考えておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、事務所を貸すということに関しては、結局いこいの館の温浴施設については、申請は保健所も絡んでいると思いますね。だから、そういう許可が得られているのか、使用目的を変えるということと、そして、今言われたように、これを再開するに当たって問題はないということでもいいんですか、いこいの館再開についてどうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

いこいの館は、設置条例の中で目的が限定されておまして、その目的に沿った再開というものを考えております。当然ながら、衛生管理につきましては、保健所の指導等々、また、京都府の指導等々を仰がなければいけないということで、それについては再建計画の中で具体的にクリアしていくべき問題だというふうに考えておりますので、取りあえずは再建ということについて前向きに検討したいということでございますので、御了承お願いしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番。

再度聞きますが、間違いはないですか、今の答弁で。間違いはないんですか。

それと、先ほども言いましたように、また議長からどうこう言われるかもしれませんが、事務所貸付けについて、あの件については、社協から11月に出ているんですね、書類が、11月26日に出ているんですよ。それで、開所起案が11月26日、それで発表されたのは2月16日、その間に、いこいの館の会議もあり、議会もあった。なぜこのように延びるんですか。規約を変えてまでやられたというのに、なぜこの報告が貸すということになったんですか。

と同時に、あれは仮事務所という名目になっていますね、いこいの館は。社協はいつまで貸されるんですか、そして家賃は幾らなんですか、そういう点についていこいの館について、裁判同様よろしく返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

社協のほうから11月26日付で、現在の事務所について継続して使わせてほしいという申出がございました。と同時に、訪問介護事業所についても1室貸してくださいという申出だったんで、条例、規則等の確認をいたしました。

それで、社協のほうと具体的にどういう形での御利用要望ですかということで、再度改めて何度か協議いたしまして、最終的にこういう形ならお貸しできなくはないですよというお返事させていただきました。

その後、条例等の修正をせないかんということで、そのための手続をいたしておりました。そのために若干時間取ってしまいました。それによって、議会や委員会の報告が遅れたということについては、おわび申し上げたいと思います。

それから、もう一点ですが、若干補足しておきますと、フェイススのほうから逆に提訴がございましたが、応訴はしております。そのことについては、来年度予算で弁護士費用等々の予算措置を計上させていただいているところでございます。

もう一個ありましたかね。申し訳ないです。基本的には以上だと思います。すみません、失礼します。

(「家賃」と言う者あり)

町長(中 淳志君) 社協の家賃についてですが、社会福祉団体やということで、伊左治さんが経営されてるデイサービスセンターと同様に、応分の光熱水費等々の負担をしていただくということで、どの程度になるか大体見積り出ているんですが、それについては、また最終的に社協のほうともう一度確認をしないといけないんで、また改めて機会ございましたら御報告させていただくということで御了承いただきたいと思います。以上です。

議長(大倉 博君) 松本議員。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

私が、質問がおかしいんやけれども、家賃は幾らですかって聞いたんですよ。だから、水道光熱費等もありますよ、ざっと。だから、家賃は幾らでここを貸されるのか。

それと、いつまで、仮事務所という形で来ていますね。だから、いつまで、1年か2年か、そういう点どうかということを知っているんですよ。そういう結果を踏まえて、この問題を解決されたと思うんですが、どうですか。家賃は幾らですか。よそとどうこうって、そんな私は聞いてんの違いますよ。幾らなんですか。

議長(大倉 博君) 町長。

町長(中 淳志君) ただいまの松本議員の御質問でございます。

家賃については、具体的にまだ協議ができておりませんが、できるだけ早くまとめたいと思います。

光熱水費については、おおよそその見積額が出ておりますんで、恐らく家賃について免除申

請また出てくると思うんで、また、そのときに協議させてもらいたいと思います。

あと、それから、いつまでかということなんですが、現状、いこいの館の事務所として利用できるということなんで、そのことについては、また社協のほうでどうされるのかももう一度確認しますけれども、あそこのままいさせてほしいということなんで、いこいの館の設置管理条例等々に照らし合わせて、あそこに社協が入っていることについては、特に問題ないというふうに考えておりますんで、その点については、また、社協のほうの規則等々との整合性の問題ございますけれども、またお話をさせていただきたいと思っています。以上です。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の町長の説明に補足をさせていただきます。

町長、家賃という形で説明しておりましたけれども、前回当初予算の審議の中でも御説明させていただきましたように、光熱水費の相応分というところで、今現在デイサービスセンターと同じ計算によりまして、面積案分というところで考えております。

部屋につきましては、使用料の規定のない部屋でございますので、事務所としてそのまま使っていただき、光熱水費を相応分というところとなっております。

事務所で使われる経費につきましては、もともと社会福祉協議会で使われていた経費ですので、そちらの負担というところはございません。以上です。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ただいま西議員から動議がでました。賛成の方は……。

（「動議が何の動議か」と言う者あり）

議長（大倉 博君） どういった動議ですか。

（「休憩動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 休憩動議。それでは、もう昼ですので、昼13時から開会いたします。

（「議長、ちゃうちやう」「動議を出している」「ちゃんと議会進めてよ」と言う者あり）

議長（大倉 博君） だから、休憩動議でしょう。

（「議長決めたらちやう、僕らに聞かなあかんやろう」「動議を出している」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 休憩動議に賛成の方はって言っていますやん。

（「言っていない」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 休憩動議に賛成の方は。

（賛成者挙手）

議長（大倉 博君） はい、5名。ありますか。

（「違いますよ、動議が出たらまず動議を……」と言う者あり）

議長（大倉 博君） はい、もう一度言います。

休憩の動議が提出されました。この動議に賛成者はいますか。

（「挙手か起立がないやん」と言う者あり）

（賛成者挙手）

議長（大倉 博君） 賛成の方多数です。

（「議長、違います。動議は、まず動議は扱っていいかを聞いて、扱っていいかも含めて諮った上で、賛成」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ただいま西議員から休憩の動議が提出されました。この動議は賛成者がありました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、休憩の動議は可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時03分

議長（大倉 博君） ただいまから議会を再開いたします。

ただいまから議会運営委員会を開催したいと思いますので、控室へ集まってください。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時03分

再 開 午後1時45分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き松本議員の一般質問を再開します。

松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

昼前にも一応質問したんですが、再度お聞きしたいと。いこいの館については、原告であ

ると同時に、被告でもあると、この現状で温浴再開ができるのか。

そして、何回も聞いています社会福祉協議会、事務所賃借料幾らかと。

そして、期日はいつか、いつまでにできなければ、いつまでにそれを報告するのかということ、いこいの館の管理責任者として返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、1点目、いこいの館の温浴の再開が可能かということですが、計画に基づきまして、営業とそれから経営と建設のコンサルタントに依頼して、再開計画を立案していきたいと。そのための予算を6月議会で予算補正計上いたします。その予算が承認していただきましたら、その結果をもって住民の意向など、多方面の御意見を伺った上で、いこいの館の特別委員会、それから議会等々にお諮りしていくという所存でございます。

それから、2点目でございます。社協の利用料についてですが、少し午前ちょっと勘違いございました。現在、社協が入っておられる利用されておる部屋は事務室ということになっておりまして、条例上、例規上利用料の設定がございません。したがって、あの部屋ならば無償でお貸しできるでしょうということで、お諮りしたところでございます。

光熱水費等につきましては、数千円程度、これはデイサービスセンター等との均衡も考えまして、大体3,000円から5,000円ぐらいの間になるかと思いますが、再度精査した上で光熱水費の計算をさせていただいて、社協さんのほうときちんと契約書なり覚書なりを締結させていただこうというふうに考えています。

いつまで利用可能なのかということですが、現在、いつまでかという条件づけしておりませんので、何か特別な条件、こちらのほうから出てくださいというようなことがない限り、社協さんのほうには継続して御利用いただけるというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 参与、補足説明ですか。

参与（岩木雅邦君） 補足説明でございます。

今の裁判の関係でございます。顧問弁護士さんに聞いたところ、施設を修繕することについては、裁判とは関係なく問題はないと言われております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

社会福祉協議会と値段、期日の交渉と、期日ということになるんですが、町と社会福祉協

議会のところの契約はどのようになっているんですか、また、いつそれを結ばれたのか、その点管理責任者としてお答え願いたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

契約につきましては、担当課のほうに指示を出しております、本年度末までにきちんと契約をするようにということで指示は出しております。一応ひな形も準備しておりますので、それに沿った形での契約の締結という形になるかと思えます。

期日については、先ほども申し上げましたとおり、期日について特別の条件というか、事情変更がない限り御利用していただいても結構だという形になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今のいこいの館についての発言なんですけれども、裁判等、また、契約等について、今の発言間違いないですか。発言内容について間違いないですか。再度聞きますけれども、本当に間違いないですか。

ないということで、一応いこいについては終わりますが、一番最初に質問しました将来像について、以前の町長ですと、生ごみ循環型とか、荒廃農地のワイナリーというような具体的な方針で進まれました。現町長は、そういうことに対して具体的にどのように笠置町を活性化しようとしているのか御返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

笠置町の将来像についてということに関する御質問だというふうに理解しておりますが、この笠置町の10年後の未来像というものを第4次笠置町総合計画の中でお示しさせていただきました。

その中で、具体的にどういうふうな形で、今後計画どおりに実施していくのか、これ実施計画のほうをできるだけ早急に策定いたしまして、毎年毎年進捗状況確認しながら進めていくという形式になっておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

総合計画は、総合計画でいいんですよ。しかし、具体的にどのようにやられるか、それを

お聞きしているんですね。なければいいんですよ。どうなんですか、前歴代の町長はそういう方針で、言いましたように、やって具体的に進まれておられましたよ。

しかし、今の町長はそういう点はどうかとお聞きしているんです。どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

具体的にどういうふうな計画を立案して進行管理していくのかというのは、総合計画の下位計画であります実施計画の中で定めていくと。その中で、住民の皆さん、それから広く有識者の皆さん方、関係者の皆さん方の御意見を伺いながら、基本的な原案を作成しまして、それをもって予算化して、委員会なり議会なりに提案させていただいて、承認いただくという形になっていくと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の答弁は、町長精いっぱいと思うんですが、これ総合計画でも、朝から言いました観光ということになっていますね。だから、そのときの観光、人集め、そういう面から4年度の予算には花火とか鍋がない、なぜ中止されたんかと。そういう点全然もうビジョンがないんじゃないですか、その点どのようにお考えかもう一度再度お願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

午前中、若干答弁いたしました。去る3月24日に笠置町四季彩祭実行委員会の第3回目の会議を開催いたしました。その中で、当年さくらまつりございますが、そのほかに秋の紅葉の関係の事業です、そのお話とともに、夏祭りや冬の鍋フェスタに代わる新しい事業の計画の立案をしてくださいと。

夏祭りについては、花火大会については非常に危険な状況やったということで、笠置駅周辺の危険回避の手段を何らかの形で講じない限り、あまりにも大人数の方々が集まっておられるんで危険やということで、それとあと、どうしても集中避けられへんかったということで、今年については8月の花火については見送りたいと。

鍋フェスタに代わる新しい事業については、これは具体的にどういうことができるのかということ、さくらまつりが終わったら、四季彩祭の実行委員会のほうで議論していただいて、内容を決めてくださいと、それについては町のほうでもまた予算措置して、議会の皆さんにお諮りしますということで、そのことについて実行委員会のほうにはお話ししていると

ころです。

花火については、ちょっとやり方を検討するよということもお話しておりますが、花火が可能かどうかというのは、今後の実行委員会のほうの議論を経てからということになるかと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の答弁なんですけれども、簡単に言ってもらいたいですね。本当言うと、なぜ花火しないのか、なぜ鍋をやらないのか、理由があつて予算が組んでいないわけですね。その理由を聞いているんですよ、簡単でいいんですよ。非常に詳しく説明してもらっているんですが、町長の答弁は、そういう今発言されたとおりで間違いないですか。

そうしたら、先ほども言いましたように、政策大綱の1、観光のまちづくりはどういう方法でやるのか、それを一つも聞いていないんですけれども、どうなんですか。そういう案は何もないんですか。

同じことばかり私はさっきから言うてるんですけれども、質問に対して、簡単明瞭に回答してもらいたい。そういう点から見て、これだけ朝からも言うてますし、昼からも言うてます。時間がないようですから、本当に言いますけれども、いこい、間違いないですか、答弁されたことに対して。ないんですか。それで結構です。

だから、最終的に言いますけれども、賃借料幾らかいう面も正確に、後日でもいいですから返答してください。

これで終わります、幾らしても同じですから。では、質問これで終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員、由本好史議員の発言を許します。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルス関連についてでございます。

笠置町では、新型コロナワクチン2回目接種の終了後、原則8か月以上経過している18歳以上の方に接種券を郵送し、65歳以上の住民を対象とした3回目のワクチン接種を2月13日に、65歳未満の住民に対しては3月6日に笠置いこいの館で集団接種が執り行われました。

1回目、2回目の接種では、ドライブスルー方式で車椅子使用者や持病のある人らを対象

に、平日に笠置いこいの館駐車場で個別接種を実施されたと記憶しておりますが、3回目の接種のときはどうだったのか。

また、1回目、2回目、3回目の接種状況、接種率をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1回目、2回目のドライブスルーの方の3回目の接種の方法につきましては、集団接種会場まで来ていただくのが困難な方につきましては、往診での接種、また、デイサービスセンターを利用された際に接種させていただいております。

次に、1回目、2回目、3回目の接種状況と接種率でございますが、1回目の接種を受けられた方につきましては1,086人の接種率が92%、2回接種が終わられている方につきましては1,081人の91%、3回目の接種までお済みの方が907名の77%という状況になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

副反応を経験した人は、やっぱり3回目の接種に強い抵抗があり、重症化や発症の予防と副反応リスクをてんびんにかけ、接種をためらう人が多いとされております。副反応等について正しい情報と丁寧な広報をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、12歳から17歳の3回目接種については、臨床試験のデータがなかったことを踏まえて対象から外されていましたが、さきにファイザー製ワクチン接種が始まったイスラエルやアメリカの実際の接種者のデータを基に検討がされ、安全性に大きな懸念がなかったとされ、オミクロン株流行下で厚労省は一定の効果が見込めるとして、早ければ4月にも接種が始まるとされておりますが、この12歳から17歳の方々のワクチン接種はどのようになるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

12歳から17歳の方の接種につきましては、3月25日付の国からの通知によりまして、接種対象が12歳以上となっております。

対象の方につきましては、今週早々に案内を送らせていただきまして、4月の中頃までの接種で体制を整えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、5歳から11歳の子供を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねをいたします。

5歳から11歳の子供を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種に向けたワクチンが、京都府に2月24日にファイザー製のワクチンが届き、府内では3月4日に伊根町で最初の接種が行われ、接種の予約は各市町村が発送する接種券が届き次第可能で、3週間の間隔を空けて2回接種をすると報道されました。

西脇知事は、「希望者はできる限り接種に協力していただきたい」と述べられております。厚労省は、5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種について、予防接種法の努力義務規定は適用しないとされております。

そこで、笠置町における5歳から11歳の子供を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、どのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

5歳から11歳のワクチン接種でございますが、3月の初旬に対象者の保護者宛てに意向調査を実施させていただいております。その中で、3月中の接種の希望はなかったところがございますけれども、そういった中で、4月以降に子供用のワクチン接種を進めていく予定にしております。

子供用のワクチンにつきましては、1バイアル当たり10名の接種が必要となってきます。ワクチンロス、また、ワクチンの有効活用というところで、本町で10人分を接種するのはなかなか難しいというところも考えられるのかなというところで、また、子供の接種ということもありますので、かかりつけ医の医師と相談して検討していただくことも重要だろうというところでございますので、かかりつけ医での個別接種と町内の接種を併せて、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

丁寧な広報と正しい情報の提供をよろしくお願いいたします。

それでは、笠置町では3回目の接種期間を令和4年9月30日までとされております。以前実施した1回目、2回目の接種で余ったワクチンを商工会を通して在勤者の方々にも接種をしていただいたと思いますが、在勤者の方々の3回目ワクチン接種はどのようになるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

在勤者の方の3回目接種ということでございます。

今回配分されたワクチンにつきましては、南山城村と共同で利用という当初でございました。その中で、南山城村の状況も確認させていただいて、余剰が出ることとなりましたので、現在、商工会を通じまして接種希望者の取りまとめを行っているところでございます。希望者につきましては、4月中に打てるように、現在、計画しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

在勤者の方々もかなり期待をされておりますので、また、対応のほうよろしく願いしたいと思います。

新型コロナの変異株オミクロン株により感染者数が増加する中、笠置町の感染者数が増加しております。今日の新聞では21名ですかね、感染者数、かなり感染力が強いとされておりますオミクロン株の派生型BA.2に府内での感染者が判明し、市中感染の可能性があると言われております。

以前は、河原のキャンプ場も閉鎖をされておりましたが、今は多くのキャンパーが来られております。笠置町は感染者が確認されたときは、ホームページで町内の感染状況についてということでアップをされておりますが、何人の方がホームページ情報を御覧になっているのでしょうか。こういったホームページを見られない方については、全く情報が行き渡っておられないと思います。町民は、感染者が増加し、大変不安に思っておられると思います。

町長は、感染拡大防止に努めていると発言をされておりましたが、どのように感染拡大防止に努めておられるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

まず、感染防止対策ですが、これは3密の防止等々、広報活動を通じて最大限努力するというので、町の笠置テレビでありますとか、広報、連携等々利用させていただきまして、感染拡大防止に御協力くださいということと呼びかけておりますほか、検温器を置いたり、アルコール配置したりして、できる限りの措置を取っておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

私、以前、町のテレビ、昼間のほうでいろいろ情報とか流してくださいということで、いろいろ流していただいていると思うんですけども、だから、住民としてはふだんそういった情報が流れているかどうかというのが、周知されていないと思うんですね。

この前、3月の中頃も見させていただいた中で、ごみのガイドブック、それも一緒に入っていたんですけども、3月の中頃に2月28日ごみ袋交換できますみたいなのがまだ流れていたんですね。それが、今もどうなっているか分からないですけども、最新の正しい情報を流していただくようお願いしたいと思いますし、また、本当にホームページを見られる方、高齢者の独り暮らしとか、そういった方はもう全くそういうのを見られないと思いますので、また違う方法とか、いろんな方法も考えていただきたいと思います。

また、この前、一応この広報の掲示板、前田課長にもちょっと情報流したんですけども、まだあのポスター、判読できないようなポスターがまだ貼られております。そのあたりもまたちゃんと点検のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス関連の予算執行の考え方をお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染対策事業として、令和2年度で飛鳥路区、東部区、集会所のトイレ改修が予算化され、事業執行をされず令和3年度に繰越しをされ、いまだに事業が完成されていないと聞き及んでおります。これは、この一般質問通告書を出した時点で聞いておらないということでございます。

また、令和3年12月に実施されました定期監査では、公共的空間感染防止対策事業は6月補正予算として計上されておりましたが、監査時点で履行されていないと指摘をされておりますし、キャッシュレス決済等導入補助金も実績はないとのことでした。

こういった新型コロナウイルス感染対策事業は、予算が確保されたら直ちに事業実施すべきではないでしょうか。どうして事業実施されないのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス関連の事業費につきましては、御指摘いただきましたとおり、令和2年度からの繰越しの事業、また令和3年度の実施事業ということで、本年、令和3年度におきましては、多くの事業を実施させていただいております。

ただ、言われたとおり、令和2年度の繰越しとなっております飛鳥路区、東部区、集会所のトイレの改修につきましては、所管課のほうの体制不十分というところで、繰越しとなっておりますところでは、

事業の実施、令和3年度におきましても、事業実施についてなかなか衛生の部材等の納入のめどといいますか、期日等が分からないところもございましたので、実施が遅れてしまったというところもございます。

今実施しております、30日に完了というところで聞いております。年度末ぎりぎりとなってしまうと、利用される方には大変遅くになってしまったわけでございますので、申し訳ないと思っております。

それから、コーティングにつきましては、この26日から28日の間で実施しております。予算の計上時、御指摘いただいて、審議のときにも由本議員からも早急にということで御要望いただいておりますのに、こちらも実施が遅れ、大変申し訳なく思っております。

この抗菌コーティングにつきましては、当初、空気触媒という方法の実施予定をしておりましたが、光触媒という方法もあるということが分かりまして、効果の比較をしたこととか、それからコーティング箇所の再確認をしたというところで、事業の入札公告が遅れたというところがございます。ただ、こちらも事務的な遅れでございましたので、今後はこういうことのないよう、予算計上いただいた際には、早急に取り組むように進めさせていただきたいと思っております。

ほかのキャッシュレス決済につきましても、事業者のほう、直接対面というか、現金に触れずというところで事業導入したものの、なかなかもう既に導入されておったりとか、それから方法、リースのほうが経費的には安くなるかというふうなところもございまして、実際募集がなかったところがございます。

最後に、ウェブ商店街と同様に実施しておりましたパソコン等の購入等につきましては、補正予算で増額もさせていただき、そちらのほうは事業を実施していただく事業者さんも多くあったところでは、

いずれの事業にいたしましても、先ほども言いましたとおり、こちらの事務局側の不手際によりまして、なかなか進まなかったところというのは申し訳なく思っております。

今後、十分注意いたしまして、新年度の予算につきましては、早急に取り組むよう各課それぞれで事業実施させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

事業が実施できなかった理由をちゃんと検証していただいて、今後そういったことが必要だと思っております。こういうことを検証しないで、毎年繰越事業が習慣的に発生しているんじゃないかと思ってしまうので、予算が確保できましたら、直ちに事業を実施して事業効果が十分得られますようよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

少子化対策についてお伺いしたいと思います。

笠置町にとって、少子化対策は高齢化対策と併せて直近の課題であります。2021年生まれの子どもの出生数は、厚労省の人口動態統計で6年連続の過去最少を更新し、少子化が進み、人口減に歯止めがかからず社会保障制度の維持も危ぶまれております。

笠置町の出生数はどのようになっているのか、また、少子化対策についてどのように取り組まれるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

少子化対策というのは、非常に幅の広い事業になってまいります。基本的には、子育て世代の包括支援センターというのがございまして、それを核にした妊娠から子育てまで切れ目のない支援事業を行うということと、それから、次の質問絡んでくるかもしれませんが、体外受精等の不妊治療の補助等々、町で取り組んでいる事業がございます。

具体的にほかにどんなことができるのかということではございますが、例えば延長保育でありますとか、医療費の助成でありますとか、多様な施策の中で少子化対策について積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問の中で出生数について御回答させていただきます。

過去10年間の出生数につきましては、1年間でゼロ名から最大5名の出生がございます。

平成29年以降につきましては、平成29年が1名、30年が1名、令和元年度4名、令和2年度1名、今年度現在のところ2名というところでございます。5年間で9人、平均1.8人の出生となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

厚労省は、診療報酬を2022年4月に改正され、高額で保険が利かないことが多い不妊治療に公的医療保険適用を体外受精などに広げ、費用負担を減らし出産を望むカップルを支援するとされております。

保険適用の不妊治療はどのようなものなのか、笠置町不妊治療給付事業実施要綱では、保険適用とならない人工授精が助成対象となっておりますが、保険適用で患者の自己負担が増えたり、新たな負担が発生したりしないのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

不妊治療の助成につきましては、年間お一人につき10万円の上限に助成させていただいております。これにつきましては、保険適用の範囲が拡大された以降も申請者の負担が増えるといったようなことはございません。年間10万円までは助成させていただくというようなこととなります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、この要綱では、保険適用とならない人工授精は助成対象となっておりますが、それはもう関係ないという話なんですかね。これ予算化されておりますが、扶助費で20万円、これ2分の1が京都府の補助金ということなんでしょうね、はい。

それで、体外受精などの適用は、治療開始時に女性が43歳未満であることが条件で、最大6回までと制限を設け、男性には年齢制限はなく、事実婚のカップルも対象となり、体外受精と顕微授精の適用条件は、女性が40歳未満の場合は、子供1人を産むごとに6回まで、40歳以上が43歳未満は3回までとすることということで、不妊に関する検査や治療技術については、非常にバラエティに富んでおります。

例えば人工授精では5,000円から5万円以上、体外受精では20万円から100万円までというような状況で、体外受精では一連の治療1回に平均50万円かかっていたものが、

保険適用では年収約370万から770万の世帯では自己負担に上限を設け、高額療養費制度を使い、自己負担額が月8万円程度に抑えられるということですが、保険適用で支援対象の治療が限定されれば、逆に妊娠が遠のくおそれもあります。

また、新型コロナウイルス流行による経済状況や生活の変化に対応した笠置町独自の支援が必要ではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

先ほど少し触れましたが、笠置町におきましても、基本構想にございますように子育て包括支援センターを軸にした妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行うということで、その中には、医療費の助成も含まれております。

また、放課後児童クラブや延長保育等々、それから保育年齢の引下げ等々で、一定の政策を行っております。

質問書にございます城陽市の子育て支援事業計画、若干調べさせてもいただきましたが、何もかも同じように笠置でできるというわけではございませんけれども、また、研究させていただいて、財源措置も含めて前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今城陽市の話が出ましたのであれなんですけれども、城陽市では、2022年、出産や育児に係る費用を補助されるとされております。こういった施策は笠置町にはあるんでしょうかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町の制度では、そういった制度はございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

不妊治療に関する事業につきましては、笠置町では対象者数も少ないことから、きめ細かな支援が可能だと思います。ぜひ笠置町独自できめ細かな支援と施策の周知が必要だと思いますので、丁寧な広報もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

特別養護老人ホームの誘致についてでございます。

笠置町は、高齢者比率が高く、今後の老後生活について不安を抱かれておられます。

その一つに、特別養護老人ホームに入りたいと思っても、なかなか入所ができない実態があります。町内に特別養護老人ホームができれば優先的に入所できるんじゃないかといったような期待を持たれる方、また、この老人ホームができたなら雇用が生まれるというような意見もあるわけでございます。

そこで、笠置町に特別養護老人ホームを誘致することができるのか、できるとしたらどういう手続が必要なのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

特別養護老人ホームの誘致についてでございますが、特別養護老人ホームの施設整備につきましては、介護保険事業に大きく関わってくるものでございます。

整備するためには、まず3年ごとに各種の介護サービスの見込料等を定める町の介護保険事業計画に施設整備を盛り込む必要がございます。

事業計画につきましては、京都府でも同じように3年ごとに府内の圏域ごとのサービス見込料や施設整備の見込み等を事業計画を定めているところでございます。

そういったことから、府とも調整して、京都府の事業計画にも施設整備を盛り込む必要が出てきます。その上で、事業者の公募を行って施設整備をしていくことになろうかと思えます。

ただ、特養を整備するとなりますと、被保険者の保険料が今よりも高くなることは確実かなというところも考えられますので、要介護者の方がどのようなサービスを望まれているかというところのしっかりとしたニーズ調査を実施した中で、整備した場合の保険料水準などを総合的に検討していく必要があるのかなと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、ニーズ調査をしていただいて、今後事業計画に盛り込めるのであれば、盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けての施策についてお伺いしたいと思います。

環境省は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向け、地方自治体の施策を支援する新たな交付金を創設するとされております。

対象事業は、政府が脱炭素化の鍵と見る太陽光や風力、地熱発電、建築物の省エネ化、電気自動車の導入などとする方向で、地域の脱炭素化は多様な施策を組み合わせる必要があります。交付金を使って自治体が直接手がけたり、事業者や個人に補助したりできるようにすることですが、笠置町は、温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けての取組はどのようにされるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

温室効果ガス実質ゼロの実現に向けての取組でございますが、笠置町といたしましては、耐震工事を行った際に、まずLED化を実施されております。

また、住民様向けの周知といたしましては、生ごみの堆肥化や紙類のリサイクルなど、ごみの減量化の推進に努めるということで取組をさせていただこうと思っております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

地域での省エネルギー施策は重要で、補助制度などにもっと力を注ぐべきではないでしょうか。町長は、以前歳入を増やすための取組として、いろんな補助金や交付金を検討する必要性に言及されておりました。そういったことから、ぜひこういった交付金の活用を検討していただき、次世代を担う子供たちのために、脱炭素先行地域に名のりを上げていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、京都府では、市町村との協調間接補助金を用意されております。この補助金を受けるためには、市町村で要綱を作成する必要があります。その一つに家庭向け太陽光発電、蓄電設備補助金があります。この要綱を作成しなければ、府民でありながらこのような補助金を町民の方が受けることができません。この補助金や協調間接補助金についてどのように整備をされているのか、また、考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

家庭向けの太陽光発電につきましては、太陽光パネルの設置に関しまして、笠置山エリアのこともあり、全てのエリアに対して同じ条件で設置できるとは言い切れません。

史跡の面では掘削がある工事かどうかが大まかな判断基準であり、名勝地の面では

163号線から笠置山を見たときに、景観に影響を及ぼすかどうか判断基準であり、設置される際に現地調査がなされると聞いております。

これらの太陽光発電、蓄電設備等の設置については、住宅におけるエネルギー供給の自立化を推進し、温暖化の防止を図る上で有効な手段ではありますが、補助金制度を導入した場合、一部のエリアにおいて利用できない可能性もありますので、この点の精査が必要と考えております。

また、補助金制度ではありませんが、京都府では、「みんなのおうちに太陽光」という事業を予定されており、京都府民から住宅用の太陽光発電設備を考えておられる方の希望を募り、共同購入をすることで低価格で設置できる事業を予定されております。4月以降に詳細について説明が開催されますので、詳しいことが分かり次第周知できればと考えております。制度の内容を精査し、取り組めるところから取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今の補助金については、一例を申し上げたところなんですけれども、これまで以前私が担当しておまして、そのとき26市町村のうち23市町村がもう要綱を定められて、この補助金を受けられているというようなことです。実際もう笠置町と和束町、南山城村、この3町のみが要綱を設置されていないということだったものですから、また、この協調間接補助金、ほかの事業にもあるのかなというふうに思ったりしているんです。もしそういうのがあれば、府民でありながら、こういった補助金を使えないというようなことになりますので、こういったいろんな補助金があった場合、いろいろ要綱なり整備をしていただく必要があるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、プラスチックの資源循環促進法についてお伺ひしたいと思います。

政府は、2022年度から、家庭から出るプラスチックごみを一括して回収する経費の一部を地方交付税で手当てをします。プラごみのリサイクルや削減、地球温暖化対策の推進を目的とした新法「プラスチック資源循環促進法」の4月の施行に合わせまして、回収業務を担う市区町村の財政負担を減らし、一括回収に乗り出してもらう協力義務と規定をされております。

このため政府は、一括回収により増えた経費の一部を地方交付税で賄う考えのようでございます。

笠置町は、このプラスチック資源循環促進法での一括回収はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

一括回収につきましては、容器包装プラスチック、その他プラスチックを分けることなく、まとめて回収するという方法ですが、現在、プラスチックにつきましては、容器包装リサイクル法に基づき回収し、再資源化を行っているものと、その他プラスチックとされる容器包装以外のものを分別して回収しております。

4月1日からは、これらを一括して回収し、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法と、現行の方法で分別収集し、再商品化計画の認定を受ける方法がございますが、どちらもリサイクル率の向上のためとなっております。

各家庭から出るごみの処理につきましては、東部連合で行っていただいております。3町村相談しながら今後の検討をしております。当面は過剰包装を断る、繰り返し使えるものを使用する、ごみを資源として再利用する、これらの周知に努め、ごみを減らすことに努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今後ごみのリサイクルのほうに御尽力いただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。55分から開始します。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時55分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5番議員、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、初めに笠置町総合計画についてお伺いいたします。

私の総合計画策定についての考え方を行政に問いまして、その考えを聞かせていただきたいと思います。

1、目的。まちの最上位計画で行政運営を計画的に推進する指針であると。将来像を描き、実現するための施策、政策の方向を示すもの。

2、期間。令和4年4月から令和13年3月の10年間。ただし、3次計画は令和3年3月で終了しておると。構成としまして、基本構成、基本計画、実施計画、以上が政策に当たっての基本事項であると僕は考えております。

私が見た行政側の考え方について述べたいと思います。

1、4次計画は、令和4年4月から開始すべきであるが、1年遅れとなった。このことは、住民に対しまちの将来ビジョンを明確に示せず、行政運営を行ってきた。

2、3次計画の検証がどこまで行われ、そのことを次の計画にどのように結びつけたのか。

3、この計画は、毎年度予算とセットでなければならない。実施計画は、当該年度予算編成にて明らかにし、総合計画のみ再掲表を作成し、確実に予算化したことを公表する。

4、取組については、行政は、住民に対し、具体的にこのように実施する等将来の安心感を与える政策を示す。条例上は実施計画は除かれているが、住民のための計画であることから、具体的な取組を明記することが重要である。

5、総合計画については、計画の推進をより実効性のあるものとするために、評価検証とともに、その結果を踏まえ必要に応じた見直しを行うため、PDCAサイクルを確立する。

健全な行政運営を行うために組織の改編に取り組み、総合計画を着実に執行するために庁舎内に総合企画調整室を設置し、自治体連携、協働事業を広域的に進める必要がある。

その次に、令和4年度の組織変革に対して僕の考えを述べたいと思います。

行政は、第四次総合計画を着実に進めるため、多様化する行政需要に対し、柔軟で対応可能な組織とする必要がある。効率的な行政運営や行政組織上の課題解消を図るため、総務課及び企画課の所掌事務の見直しを行い、横断的な調整課、総合計画調整課を設けること。このことは職員の意識改革を高め、よりよい行政運営と住民サービス向上をもたらすものと考えます。

以上のことについて、行政側のお考えを答弁いただきたい。

なお、一般質問が先に提出されましたので、予算の中で、今回の議会の中で行政がおっしゃったことと重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、（1）の1番目でございます。

そのことにつきましては、第4次総合計画の計画開始が一年遅れになったことは、私どもの不手際であり、心よりおわび申し上げます。令和4年度につきましては、コロナ禍に加えて役場の耐震改修が重なったため、体制が脆弱となったことを反省しております。この間は、第3次総合計画等に基づき行政運営を行ってきたところでございます。

次の御質問でございます。

次の計画への結びつきでございます。第3次総合計画については、第2回総合審議会で検証を行うとともに、3つの政策の柱について、第4次総合計画案の(4)まちづくりの課題に主な取組と今後の主な課題を記載してございます。今後は、4月の機構改革で総務財政課内に企画調整室を設置し、庁舎内横断的な企画政策チームで検証しながら進めることとしております。

次の3番目でございます。総計の公表でございます。第4次当初予算案の編成では、第4次総合計画案との整合性を最も重視したところでございます。また、4月の機構改革で総務財政課題に企画政策室を設置し、庁舎内横断的な企画政策チームで政策の必要性を十分検討し、次年度以降の予算に反映させてまいりたいと考えております。公表については検討してまいりたいと考えております。

次でございます。具体的な実施計画が除かれているが、具体的な取組を明記することが重要という御質問でございます。4月の機構改革で総務財政課題に企画政策室を設置し、庁舎内横断的な企画政策チームが子育て支援や高齢支援など様々な活動をされている方をはじめ、幅広い分野の有識者等からなるアドバイザリーボードからの御意見やアイデアをいただき作成する実施計画で、具体的な取組を示すこととしております。

模式図につきましては、総合計画のページ1のほうにあります三角の図でございます。

次でございます。5番目でございます。PDCAサイクルでございます。4月の機構改革で企画政策室を設置し、庁舎内横断的なチームを作り、評価検証を行うとともに、子育て支援や高齢者支援など様々な活動をされている方々をはじめ、幅広い分野の有識者等からなるアドバイザリーボードからの意見やアイデアをいただき、PDCAサイクルを確立することとしております。

次でございます。協働化とか自治体連携でございます。総合計画の施策の27に健全な行政運営がございます。そこにも概略を記載したところでございますが、4月の機構改革で総務財政課内に企画政策室を設置し、相楽東部広域連合構成市町村や近隣自治体で連携共同して取り組むとともに、定住自立圏共生ビジョンに基づいて府県を超えた連携事業を推進す

ることとしております。このことを通じて、攻撃的、横断的な観点で行財政運営を行う職員を育成し、住民サービスの向上を図りたいと考えております。

次の2番目でございます、1から3までを一括で御答弁したいと思います。

施策の27の健全な行政運営にも概略を記載したところでございますが、先ほど来言っております企画政策室を設置し、企画政策チームが子育て支援や高齢者支援など様々な活動をされている方をはじめ、幅広い分野の有識者等からなるアドバイザーボードからの意見やアイデアをいただき、多様化する行政需要に柔軟に対応する施策、事業を進めることとしております。このことを通じて、広域的、横断的な観点で行財政運営を行う職員を養成し、住民サービスの向上を図りたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

政策企画部をつくっていったって、機構改革を成し遂げていってくれるという参与のお考えなんですけれども、これが、言い方がいいか悪いかはちょっと分からないんですけれども、寄り合い所帯にならないような、別組織というか、きちんと課としてなされるのが目的なのか、それとも今のような兼務兼務で、プロジェクトチームみたいなのを作りましたというどこにでもあるような話で流れていくのかというのがすごい僕としては不安なんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

企画政策室として室を設け、そこには室長以下職員を配置し、他の課につきましては兼務職員を配置するというので、企画政策室というのは専任の職員がおります。他の課には1人ずつ兼任の職員を設け、そこでチームを作りたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ぜひ主となる組織があり、そして、横のつながりで縦割り行政の打破じゃないですけども、極端に隣の人は誰ぞというぐらいのことがよく行政では見受けられるので、そこは、この小さなまちだからこそこできる行政運営をぜひ4月から取り組んでいただきたいと。それこそPDCAサイクルをきちんと回せるような仕組みづくり、報告、連絡、相談は、議会にもぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

笠置大橋の歩道橋について、お伺いいたします。

大橋歩道の現状を原課は把握されておるか。北部側の状況が特に悪いと思われるんですが、修繕されるのか、予算計上されているのか、それとも京都府とかにも打診していただいているのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

笠置大橋歩道橋につきましては、京都府の管理ということでございます。それから、現状についてなんですけれども、議員おっしゃるとおり、北笠置川はタイル等が剥がれているというような状況でございます。京都府におきましては、府民共同型インフラ保全事業というのがございまして、京都府の管理しております管理地において、安心安全につながる小規模な工事、また道路河川の劣化等において、府民の皆さんが気づかれたりなどを募集する事業がございます。募集する事業が進められておりまして、府民が日頃感じておられる身近な改善箇所等を提案していける事業ということで今されております。今回この当該箇所につきましても、令和3年度の二次募集の折に、北部区長様のほうから当該箇所の改善ということで提案されて採択されたというふうに聞いております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

採択されたということで安心かなと思います。本当にここはウォーキングで使われる住民さんが非常に朝夕多いので、よかったなと思っております。こういう危険箇所をなるべく早く察知して、行政側から、自らもう国には要望済みですという体制が築けるように努力されたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊について。

今年度2年目が終わるということですが、今年度の実績報告をお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

2名の地域おこし協力隊員をうちの方で任用しております。任用時の募集時の要件といたしまして、移住定住に関わっていただくこと、それから情報発信に関わっていただくことということで募集し任用させていただいております。移住定住に関しましては、空き家バンク制度の、朝からもほかの議員の御質問にもありました空き家バンク制度の活用も取り組んで

もらっております。言いましたように今年度5件の登録に増えたこと、また移住希望者への直接の窓口として対応いただいていることというのが実績となっております。

もう1名、情報発信のほうですけれども、ユーチューブでの動画発信、それから各地区の行催事等に参加されて、その映像保存を各地区の区のほうと連携を取りながらいただいております。それから、情報発信いただいている方につきましても、当初移住のほう、地区に入っただいて、移住定住のそういう空き物件の情報収集にも関わっていただいたということもありますが、今年度に関しましては、業務を当初のほうに戻して、それぞれの業務で分担して行っていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

総務課長から実績報告がありました。これ、総合計画4次にもタウンプロモーションということが書いてあるんですが、実際にユーチューブのチャンネル登録数なり再生回数の平均値とかは、行政で把握されておるのでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問です。

動画の配信につきましては私も確認していますが、すみません、チャンネル登録者数までちょっと確認しておりませんでした。また後ほど報告させていただきます。申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕自身もユーチューブを配信していますので、チャンネル登録数にこだわらないとかいろんな定義は各ユーチューバーの中であるんですが、まちの仕事の一つでやられておるとなれば、もうちょっと具現できるような使い方があると思うんですよ。例えば田舎暮らしというジャンルがユーチューブの中には存在して、地域おこし協力隊の方が、うちの町の暮らし方のポジティブを発信したりとか、逆にデメリットを発信したりとか、空き家対策に対しての取組をドキュメンタリーしてみたりとか、そういうことというのは安易に考えられるわけですよ。そういう御相談というのは、観光課長として受けられたことはありますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂

本議員の御質問ですけれども、すみません、私としては直接相談ということはございませんでした。担当といたしますか商工観光課の課員の中では、情報発信であったり、それから移住のほうで、このような動画を撮りにいくというふうな相談があったというふうには聞いております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） その方は、月に今何回ぐらい更新されていらっしゃいますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 坂本議員の御質問ですが、私が確認した範囲では、その日一日に何回か更新されているのはありましたけれども、毎月更新というのがなかなかできていないというところもございましたので、こちらといたしましても、情報発信で来ていただいているのやから撮影に行ったものはできるだけ多く発信してほしいというところで担当を通じて要望はさせていただいたところです。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 僕はその個人を責めているんじゃないんですけれども、まちとして、僕で2分とか3分の動画、時には10分位の動画をなるべく短編であれば毎日更新したいという目標を立ててやっておるんですけれども、ユーチューブというのは、単純に100回ぐらい動画を毎日更新すれば順番が上がってくる、検索の履歴が上がってくるというふうな、マーケティングの部分で確立されている部分があったりするんです。例えばうちのまちで言えば、笠置というネームバリューは、ボルタリングであったりとかキャンプであったりとか、もちろん田舎と、人口が西日本で一番少ないとかというキャッチーなこともぎょうさんあると。その中で、まちが一定限自分たちのこれを出してほしい、あれを出してほしいと、その中の自由度を高めてあげられるような関係性が築けていないことが僕はちょっと問題があるのか課題なのかなと思っているんですけれども、いかがお考えですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問というより御指摘いただいたとおりのふうに感じております。なかなか町として、町で持っているホームページとかはもう行政的なことになりますので、そういう協力隊の持つ発信力というものに期待をしておったところではございますけれども、なかなか話合いといたしますかこちらの意図をきっちりと伝えられていないというところも問題なのかなと思っ

ております。来年度3年目で最終年を迎えていただくこととなりますので、もう少しそこらを詰めて、どういうもの、町として発信していただきたいもの、それから協力隊としてもっと地区に入り込んでいただいて、いろんな小さなことでも発信できるような、そういう関係性になるように話し合いを進めたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

単刀直入に、今後も、3年以降が終わって、まちがこの制度を活用していくのかどうかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町といたしましては、地域おこし協力隊というネットワークもあると考えておりますので、できましたら、この令和3年度が終わって、次の新規の募集も、令和5年度以降も募集したいと考えております。ただ、以前にも御指摘いただきましたけれども、もう少し具体的にこういうことをしてほしいというところで、今度はきっちりとした募集なり、それから内容、事業といいますか、活動に積極的に町のほうも意見のほうを述べながら、協力隊の方と協力して実施していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ちょっと愚痴っぽくなりますけれども、人の3年をもらうわけですよ。人の人生の3年を笠置に対して力を貸してくれというふうに呼びかけるわけですよ。その重みを、行政にはしっかり役割と責任を果たしてほしいと。移住定住に関わってくれている方が、例えば次の3年目を終えて笠置町から出ていくとなったら、僕は本末転倒やと思っているんですよ。自分が移住の仕事をしていて、笠置にはもうちょっと住めませんとなるのは、僕はもうこれは恥やと思っているんですよ。その辺も含めて、なぜそうなったのか、そのPDCAサイクルもきっちり回してもらって、次の制度の活用にしてほしいなと思います。

次の質問に移ります。

笠置町の観光イベントについて、今日松本議員からも二、三質問がありまして、重複する部分があるかと思いますが、僕の意見を述べたいと思います。

まちの花火大会、冬の鍋フェスタ、笠置町の名物イベントの開催がコロナウイルス感染症

の拡大に伴い、数年中止が続いています。今後どのようにされるのか、お伺いいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

先ほども少し御答弁させていただきましたが、本年度の笠置町の四季彩祭の実行委員会の3回目の会議が開かれました。3月24日でございます。その中で、さくらまつりの開催の件ということで1つ議題がございました。それから秋の紅葉のときの事業について計画されておりますということで、報告させていただいています。

夏の取組についてですが、最終年度、3年前やったと思うんですが、駅周辺が非常にごった返しまして、ホームに人があふれかえっておって、駅舎の中もいっぱいになってしもてと、非常に危ない危険な状況やったということがございます。仮に明石のような事故が起きた場合、当然ながら行政側にもその責任が問われるわけございまして、適切な安全確保ができないような状況での花火大会の実施というのはなかなか難しいというふうに考えております。しかも、あのような状況を今もう一回考え直しますと、人がいっぱいあふれていて、コロナ対策で求められているような安全な距離が取れないというような状況でございました。花火大会について、しないとかしてはいけないということではなしに、どうやったらできるのかということをもたまたま模索していきたいと思えます。

それから、冬の鍋フェスタでございますが、これは一応10年間やってきましたので、一旦そこで、10年ということで一旦置きましょうと。ただし、何か鍋フェスタに代わる新しい食のイベントというものをやっってくださいということで、実施内容について、さくらまつりが終わってできるだけ早くに四季彩祭の実行委員会のほうで御議論いただいて、こういうことをやりたいという提案をしてくださいということをお話ししてあります。それに基づいて、改めて行政側からまた予算措置をして要求をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

コロナ禍になりまして、3年花火がないと。悩ましいことが混雑状況やと。これを考えるのにもう3年使うと。すばらしいなど。次にやらはるときは、物すごい人がスースー往来して快適な祭りができるのかというふうには思うんですが、実際和束町、木津川市、奈良のいろんな自治体、河合町とか商工会が青年部主体となってシークレットの花火を行っている。町長はシークレットも考えましたがとおっしゃった、この間の予算のときに。シークレット

花火の何がいかと。75発未満は、警察の許可、消防の許可というのがすごく劇的に緩和されます。消防というのは、地元消防団でフォローアップできると。警察の警護は要らない。自分たちのまちで自分たちのアイデンティティーを発信できると。なおかつ、花火屋さんのことも、町長は物すごく時間がかかるんですというふうなお話をされておりましたが、今は輸入花火が主体だというのは笠置の実行委員会の方も御存知です。なおかつ、このコロナ禍において、花火屋さんも努力をされている。75発パックというものが存在するんですよ。向こうも必死でなりわいをしなあかん。うちも、ずっと30年間お付き合いしてきた花火屋さんがあるはずなんです。その人たちのことは何も考えないのかと。こんだけいろんなことが安易に進められるのに、笠置町は、コロナという原因と交通が危ないと、明石のようにはなりたくない、その危機感でおやめになられた。ただ、実行委員会でも、町民の方、僕の大先輩がおっしゃってました。花火は意気で上げるもんやと。笠置の意気はなんやねん、銭金で物を言うんか。30年間続いたやつが、感染症によってできないときがあったにしろ、なぜ今年組めなかったのか。どんな方法を真剣に模索されたのか、お聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

花火については、国内のいろんな花火大会の状況、私もインターネットで調べております。実施されたところもありますし、有名どころのあの大きな花火大会、今年も中止されているところもあるわけです。まず一つは、感染症がどのようになるのかまたまったく見通しがつかないということもございしますが、笠置町の場合は、ここ数回分の花火大会を見ておると、物すごく人が集まってきていただいております。それはそれでいいことなんですけれども、さすがに笠置に来町されている方の安全対策がきちんとできていないということになってまいりますと行政側の責任も問われるわけですから、その辺のことはどのような形でクリアできるのかと考えないかんと。四季彩祭の実行委員会でも、町がなかなか予算措置して花火大会をやるということになりますと、議会に予算を提案して、何月何日にどういう形で花火大会をやりますよと報告せないかんと。そうなりますと、どうしても同じような状況、たくさんの方が集まって来てというようなことになりかねない。ですから、例えばこの間ちょっとお話ししましたけれども、カウントダウン花火とかしようと思ったらできないことはないですよというお話もしています。ただし、行政側で予算措置するとなりますと、議会の皆さん方に何月何日どういう形でという御報告をせないかんと、そうなりますと情報が流れてしまいますから、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えています。

ウェディング花火とか、それからプロポーズ花火とかいろんなイベントをやってはるということも私も存じてますので、今年度四季彩祭の実行委員会でどのようなお話になるか分かりませんが、町としては、花火大会は現況のままでは危険だからできませんと。何らかの方策、手段を取らないと難しいですよというお話はしていますけれども、夏の風物詩であります灯籠流しについては、一般的には非公開という形で、規模縮小という形で去年もされたというお話ですので、今年もそういうふうな形で行われる予定やというふうに聞いています。秋の食の文化についてもその話もしておりますし、花火大会の話も何らかの形でできたらいいなというふうに思っています。ただ、それが、事故が起こったときのことを考えますと、安全上の管理の問題等々ございますので、なかなか難しいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 僕の質問の趣旨が全く伝わっていないのかなということで、事務方でこの議論があったのか、真剣に議論されたのかという質問に対して、町長は危険性はおっしゃっていただきましたが、議論されたか、どんな内容が出たか、まるで四季彩祭実行委員会に丸投げだと。

四季彩祭実行委員会の座長はどちらの役職の方が担っておられるのかをお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

5番（坂本英人君） いや、課長に聞いたんですけれども。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

四季彩祭実行委員会の会長は、町長、副会長は大倉議長となっております。事務局は、商工観光課に行っていておられる企業人の方に担っていただいております。以上です。

（発言する者あり）

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたしました。

四季彩祭実行委員会への事業の補助金といたしまして、予算計上時にどのようにするかというところは内部で話し合いました。四季彩祭の事務局会議の中でも、今回の令和4年度の当初予算につきましては、さくらまつりともみじまつりの分の予算計上ということは、事務局会議の中で決定はさせていただいております。

（発言する者あり）

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 花火につきましては、

町長の意向というところも説明させていただいたところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

会長が町長やと。全く別組織があるのかなと思いましたが、町長が会長で、議長が副会長と。もうちょっとポジティブな笠置になってほしいなと思います。

続きまして、常任委員会で、10年目の節目を迎えて9年目には2万人の動員があったという鍋フェスタを一新され、食のイベントを開催されると。これも当初予算のときに御質問しましたら、町長は、24日に四季彩祭の会議がありますと。ここで提言しますと、意見を求めますと。その疑義の内容をぜひお聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいま坂本議員の御質問でございます。

3月24日の第3回の四季彩祭実行委員会におきましては、まず報告事項として、ライトアップ事業の町からの委託費がこういう形でというお話はさせていただきました。その他のこととして、夏祭りと冬の鍋フェスタに代わる新しい事業の計画の立案作業に入ってくださいということをお願いしてございます。鍋をするなということではなくて、鍋も含めた形での笠置町の食の祭典みたいなことができればいいなということで、事業提案してくださいねという形でお話をまとめてまいりました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 町長はなかなかディスカッション下手ということは今日の議会によく分かるなと思うんですけども、町長、僕はどんな疑義が出たのかと、どんな発案が出たのかということ質問しているわけです。町長は、当初予算のときにでも、僕の質問に対して、新しいものをつくってくれという提案をしてくると。そういうことを議論してきますと。でも、町長も問いを投げかけただけで答えは返ってきていない。ほんなら、どれぐらいのスケジューリングをかけて、10年間培ったものを、やめろとは言っていない、ただ、新しくしたいよねみたいな。でも、じゃあ、どういうコンセプトでなされるのか。何が売りなのか。あの当時はキジでした。国民文化祭からずっとそれを継承してきたわけです。いろんな方に協力いただいて、予算規模も上がってと、規模も膨らんで、いろんな人が関係してきた。そういうものを全部絶つのか。どうするのか。何をどう議論されてきたのか、四季彩祭実行委員会で、お聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

実行委員会のほうでは、冬の鍋フェスタという形での実行ということについてはこだわりませんと。笠置町の特産品、農産品、農産物、ジビエ等々含めまして、笠置町の味の祭典といえますか食の祭典みたいな事業を考えてくださいと。当然その中には、キジをしてはいけないということもございません、鍋をしてもいけないということではございません。新しい形で何か事業展開をやっていただければということで、次のさくらまつりの後できるだけ速やかに次の会議を開いて、そこで提言なり提案なりいただいて、それを検討した上で予算措置させていただくというふうな段取りになっています。まだその段階まで至っておりません。次の委員会のほうでまた議論していただくというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

なぜこのイベントに対してこのような質問をするかと言ったら、今、都市部にいる若者が地方に流れているという数字は地価でも出ているというニュースが今日ちょうどNHKでタイムリーでされていまして、朝の。若者は何かにチャンスを見いだそうと、アフターコロナ。じゃあ、笠置町はどういうものが提供できるのか、どんなチャンスが提供できるんだと。実際花火大会になれば人が多く来てくれて、河川敷きの商店も出店を出すと。そういうふうななりわいが今全て止まっている。ほんまに、笠置で何が価値なのか、何が提供できるのか、それも議論されていない。四季彩祭の実行委員長が、会長が町長で、議会の議長が副会長。何も3年たつが新しいものが出てこない。交通対策も出てこない。それは、本当に観光の町やと、ボルダリングも新しくエリアを広げたと、キャンプも数が増加している。なぜ今まであったものを、ちょっとよくして次に渡すと、次の世代にどうして渡したいかということが考えられないのか。単年、単年でこのまちは動いていくのか、これも機構改革を行えば、全部クリアできるのか、本当に不安になるんですよ。分かりますか、町長。僕たちは本当に希望を持ちたい。前を向いて見据えたい。3年たっても出てこない案が、どうやって出てくるのか不安で仕方がない。その辺をよくよく理解していただいて、4月からの行政運営を行っていただきたいと思います。

続いての質問にまいりたいと思います。

森林環境基金管理事業についてお聞きします。笠置町における森林環境基金管理事業の進捗はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

森林環境基金管理事業について御説明をさせていただきたいと思います。

まずは、森林の適切な経営や管理が行われていないと、土砂災害の防止や水源涵養等の影響を及ぼすことが懸念されるということで、平成31年4月に森林経営管理制度というものがスタートされました。その財源としては森林環境譲与税というものがあるんですけども、当町においても、平成31年3月に森林環境基金条例を制定させていただいて、その基金に積み立ててきたところでございます。それで、令和3年度に具体的に事業のほうを進めさせていただいたんですけども、まず令和3年度においては、笠置町内の森林の状況の把握であったりとか基本の基礎情報の収集、また整理、現況調査や森林所有者への意向調査等、実施箇所等の提言、助言などの森林経営業務ということをして令和3年度事業ということで進めてまいった、今の現状は以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

笠置の森林の今後は、今どのように譲与税を使った部分の事業をお考えなのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

町内の森林の状況を言いますと、約1,880ヘクタールのほうが森林となっております。そのうち約5割、50%が人工林というふうになっております。それで、その5割の中でも約3割のほうは、今現在も森林経営計画を立てられて実際に事業をされているところでございます。今回の事業では、内容を精査させていただいて、やっぱり自然環境等、林業ではやっていけないようなところを、所有者さんの意向等も踏まえてやっていかなければならないんですけども、町のほうでもし委託になってきたら、そういったところを間伐していくというようなことで進めていきたいと考えております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これ、まだ始まってすぐぐらいの若い制度だと思うんですけども、この近隣でも、吉野もそうですし、三重県的美杉、奈良県の川上、この辺はすごい林業にたけている地域なんですけれども、この辺でもまだまだなかなかこの使い道が定まっていないとか、どういうふうな使い方、森の活用方法というのはまだまだらしいんですよ、お聞きしたところによると。

うちの場合も、85%が山林と。80%から85%ぐらいが山林と。今に至っては、補助金事業として間伐をしたら、その分が、お金が国・府から降りてくるというふうな仕組みで林業が行われていると。ただ、もうけには至らない。いいときの70%ぐらいが減していると、収入として。そういう事業がこれからどうなっていくのか。笠置の山林が活用されることによって、どういうふうなことが考えられるのか。今課内で考えがあるのかどうか、お聞きしたい。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

先ほども、どのように活用していくかというところなんですけれども、現在町の森林というのは、皆さん御存知のとおりなかなか森林経営的には不安定であったりとか採算の問題であったりとかから森林離れが進んでいると。また、森林を持っておられても森林に関心がないといったところがあるかと思えます。だから、定期的に適切に間伐等ができていなくて放置林の状態であるところがあるのかなと思えます。この交付金というか基金等を活用させていただいて、まずは森林を適切に管理できるようなふうに使わせていただいて、間伐等を実施させていただいてさしてもらいたいというふうにも考えていますし、将来的には、やはり笠置の木材等が、いつというのはなかなか難しいかもしれませんが、活用できるような方向性になっていけばなというふうに思います。今のままでは、やっぱり森林というのは、多機能、木を売るだけではなくて、防災とか水をためてそれから水をきれいにしたりとかいろんな機能を持っておりますので、そういった機能を発揮できるように持っていけたらなというふうには考えております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

うちの町にも若い林業者が移住してくるとか、それこそ隣村の僕の一つ下の後輩が、林業を司っていると。いろいろ苦行を聞くわけですよ、大変な商売やと。ただ、これだけの、他の自治体に比べたら小さい山なのかもしれないですけども、ほぼほぼが山林やと。これをどう生かしていくかというのは、やっぱり笠置町に、一つ生命線なのかなと思えます。それこそ、いこいの館のボイラーが今3機あって、2つぐらい調子が悪いみたいな話も聞いております。北海道の自治体では、1つをバイオマスボイラーにしてみたりとか、それでコストを下げたりとかという実例もあります。笠置の林業がどういうふうに笠置の幸せをつくるかみたいな話も、間伐の次はこういう話もしていけないといけないよねというのは、もう今か

らしてほしいなと思うんですよ。だから、間伐をやったからこの基金のある程度使い方が見えたよねという公的な考え方じゃなく、やっぱり10年後も20年後も、このまちが幸せになるようなお金の使い方をみんなで考えていってほしいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで、坂本英人議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。4時ちょうどまで。

休 憩 午後3時48分

再 開 午後4時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番議員、田中良三議員の発言を許します。田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

通告に基づき、マイナンバーカードの現在の取得率はどれぐらいですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の取得率は、38.6%となっております。3月に確定申告会場で出張申請サポートを行い、30名ほどが申請されましたので、40%を超える見込みになると思います。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

ポイント相当を付与するとありますが、現在も有効ですか。どれぐらいのポイントが有効ですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ポイントの有効について御質問がございました。

マイナポイントにつきましては、令和3年4月末までに申請された方に対して、令和3年12月末まで5,000円相当のポイントが付与するとされていたものが、期限が撤廃され、マイナンバーカードを取得された方でポイントを申し込んでおられない方全てに対して申請可能となりました。ただし、ポイントの申込期間は、令和5年2月末までとなっております。また、マイナンバーカードと保険証を紐付けされた方、公金受け取り口座の登録をされた方に対しても、それぞれ7,500円相当のポイントの付与がされると予定されています。こち

らの申請は、令和4年6月頃から予定されております。詳細が分かりましたら、笠置テレビ等でまた連絡をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） このポイントを取得するのに、全部周知してはりますか、これ。マイナンバーカードを取得しに行ったとき、笠置の町民の皆さん全員に通知してはりますか。私が聞いたのは、何かつくらしいけれども、どうやってつけるのか分からへんといつて聞いたさかい、これを聞いているんです。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ポイントのつけ方等に関しましては、取得された際に、窓口に来られた場合は窓口の端末でも設定していただくことができます。ただ、端末でポイントが付与されるというのではなく、業者さんを選んでいただいて、そこに入金とかをされたことによって、後で5,000円相当分がバックされるというふうな仕組みになっておりますので、いろんなケースがございます。保険証とかの紐付けに関しましては、役場に端末を置いておりますので、それを利用していただければと思います。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） ありがとうございます。

由本議員が質問はりましたけれども、コロナについて、接種率、65歳以上、65歳以下を77%と言わりましたわね、接種率が。それを、65歳以上、65歳以下で何パーセントか教えてもらえますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

接種率でございますが、まず64歳以下の方で、3回の接種を終わられた方につきましては64%、65歳以上の方で3回接種を終わられてますのが、88%となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

2つ目に書いたあれは、由本議員ので分かりました。

3回目の接種において、副作用が出た状態、何か出ていたら、オミクロンは熱が出たほうが抗体率があがるとか、オミクロン株が出たら、脳の萎縮、物忘れがあると言われております。

が、現在の笠置町に副作用が出た人はいやはりますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

3回目の接種でございますが、接種当日につきましては、アナフィラキシー等の副反応はございませんでした。また、その後も、おっしゃっていただきました発熱ですとか接種部位の痛みというのは聞きますけれども、重篤な副反応等については聞いていないところです。

以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

現在笠置町で、コロナの発生した人数は、どれぐらいでしょうか。それと、オミクロン株にかかった人は何人か分かりますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町内のコロナの陽性者数でございますが、昨日現在で21名でございます。そのうち何人がオミクロンということですが、陽性の関係の報告につきましては、保健所のほうから、笠置町は今日何名ですという報告しか来ませんので、オミクロンなのかデルタなのかというところまでの報告、また保健所での検査というのは、現在恐らくやっておられないのかなというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

なぜ人数を聞いたかといったら、新聞社の報道によって、私が取っている某新聞社から、トータル今まで見ていたら19しかなかったんですよ。そうしたら、議長としゃべったら、議長との誤差が2人か3人誤差があって、これ、一回人数が何人ぐらい出ているか聞かなあかんわというて思ったんですよ。

京都府で未就学の学童の死亡が、オミクロンでかかって死亡が確認されていますよね。未就学で、それは、結局ワクチンは打っていないですよね。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

す。

10歳未満でオミクロンに罹患された方が亡くなられたという報道は私も見た記憶がありますが、誰が陽性になられて、その方がワクチンを打っておられるのかどうかという情報は市町村のほうには入ってきませんので、そのあたりの情報につきましては市町村が確認できないというような状況でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） ありがとうございます。

3つ目のヤングケアラーについて。早期発見と支援策についてお尋ねします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの早期発見と支援策ということでございますが、ヤングケアラーにつきましては、その存在する家庭におきましては、介護保険や障害福祉サービスを利用されていることが多いのではないかなということが考えられます。そういった中で、サービスを利用される場合につきましては訪問調査をしますので、訪問調査の際に家庭の状況につきましてもしっかりと把握するといったことで、ヤングケアラーの早期発見につながるのではないかなと考えておるところでございます。また、介護だけに限らず、親に代わって家事や育児をしているケースも考えられるところでございます。こうした場合につきましては公的なサービスの利用がございませんので、発見するところは難しいところではございますけれども、そういった場合につきましては、子供が過ごす時間が長い学校など教育機関と連携しながら発見に努めることが重要かと考えます。

支援につきましては、介護するものの状況にも十分配慮した中で、ヤングケアラーの介護を前提としないサービスの提供などを行っていく必要があるのかなと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

中学2年生で17人に1人、高校2年生で24年に1人がヤングケアラーと報道されています。ほんで、今ヤングケアラーのやつで何も特定のあれがないと言わりましたけれども、診療報酬、この4月から、病院が、家族や介護や世話になっておられる子供をヤングケアラーと気づけば福祉などの支援につなげたいという機関に、診療報酬を加算することが決まっ

たというのがありますわね。精神病棟は除くとあります。これは多分入院する病院ですやろうけれども、そこで病院の医者・看護婦が気づいたら、関係機関に報告したら、診療料が、値が上がるというのがこの4月から国もヤングケアラー大分と心配しているみたいで出ているんですけれども、これ、普通のかかりつけの病院では無理ですわね。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問でございます。

診療報酬の対象になるというところで、申し訳ございません、私もそこまでちょっと確認できていないところがございますけれども、診療報酬の対象になるということは、医療機関、かかりつけ医のほうでも、恐らく対象になるのかなとは思いますが。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） ありがとうございます。

これを担当する部署は保健福祉課で、それを担当しはるのは社会福祉協議会とか、あとはどこかな。社会福祉協議会と、もう一個は、笠置のあそこの、どこかそういうところがありますわね。担当できているようなところは、福祉協議会以外はどこですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問でございますが、ヤングケアラーの担当課につきましては、保健福祉課が担当となります。また、いろいろな形で情報共有、連携を取らないといけないというところにつきましては、社会福祉協議会、また包括支援センター、介護保険のサービス事業所、教育機関等々と情報連携しながら対象者の発見に努めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで、田中良三議員の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第2、閉会中の委員会調査等の報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査等の報告を行います。いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

5番（坂本英人君） それでは、いこいの館運営対策特別委員会の閉会中の委員会審査及び調査の報告をいたします。

令和3年12月定例会の一般質問において、西議員の質問に対し、町長から、笠置いこいの館と河川の一体経営については白紙撤回する旨の発言がなされました。このことは京都新

聞にも掲載され、本委員会としては、長らく町長出席の委員会が開催されていない状況にもあり、方向性を示されてこなかった委員会に対して、これらに対する弁明、説明が必要であるとして、令和4年1月27日、本委員会の開催につながりました。また、町長としては、同館を再開したい意向は以前に伺っていたものの、その具体は示されておらず、町長の現時点での思いについて、委員に対して説明される場ともなりました。

町長が定例会一般質問において発言された一体経営の白紙撤回の件については、会議冒頭、町長より、誤解を生じさせる発言であったことを陳謝されました。その上で、今後は定期的な委員会の開催の上、笠置いこいの館の再開、運営の在り方を協議していくとしたものの、次の開催日は決定したものではありません。そのほか、前回までに委員会から求められていた資料、いこいの館の運営をした場合の経済効果、再開に向けてのスケジュールなど、それら資料の提出がないことなどについて委員から意見されたこともあり、本委員会としては、単にいこいの館の運営再開に向け踏み出した、動き出したというところまでの会議となりました。

続いて、令和4年2月16日に開催された令和4年2月第1回臨時会において、議案第2号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件が提案されましたが、本議案は本委員会に付託される結果となりました。そのため、本委員会は付託案件の審査をすることを目的とし、令和4年3月4日に開催することとなりました。そもそも付託となった理由は、笠置いこいの館について、今後どのような利活用をするのか、再開をするのか、具体的な方針が示されていない中で、先に社会福祉協議会を同館の一室に事務所を構えることを許可することに伴った条例改正になっていることから、議員として判断ができない理由がそこにありました。

本委員会では、町長の同館に対する再開の意思と、令和4年度において、コンサルタントを活用し、同館の再開に向けた直近のスケジュールなどを確認するに止まったものですが、同館の再開については今回がラストチャンスと期待する声もあり、最終的には付託案件については可決することとなりました。以上報告いたします。

いこいの館運営対策特別委員会委員長、坂本英人。

議長（大倉 博君） 次に、総合常任委員会、向出健委員長。向出議員。

1番（向出 健君） 総合常任委員会の向出です。総合常任委員会の委員会の内容について報告をいたします。

去る2月9日に、災害対策の課題で総合常任委員会を開催いたしました。まず、現状確認

として、災害対策での議員、議会の役割、避難所や町対策本部の職員体制、避難所の設備、備品などの基礎的事項について、議会事務局や町から報告をいただきました。

続いて、課題として、議員の災害時の行動を主として議論いたしました。議員の安否連絡や参集方法、情報の収集、報告方法などについてです。町の災害用電話や防災無線の活用、女性消防団の検討、役場が土砂災害計画区域にあり、産振など第二の拠点づくりを求める意見などが出されました。また、町から、国道163号で事故時に、8時30分の時点で5人しか職員がこれていない状況が実際に発生したこと、備蓄について期限切れがあった等の報告がなされました。災害対策は重要な課題であり、職員体制の問題、避難所が最大の想定水害では浸水することや広域避難・広域支援の円滑化、公共施設や住宅の耐震化などなど課題は多岐にわたります。今後もさらなる議論を進め、有効な対策に結実するように取り組んでいきます。

3月4日、議会運営委員会終了後に総合常任委員会を開き、令和4年度の笠置町の当初予算について、町から説明を受け、質疑応答をいたしました。

3月22日に、総合常任委員会を開き、第4次笠置町総合計画について町から説明を受け、質疑応答をいたしました。

以上をもちまして、総合常任委員会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合等議会報告を行います。相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和4年相楽郡広域事務組合議会の第1回定例会について報告いたします。

令和4年2月15日火曜日、大谷処理場会議室で、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催され、議案6件が提出されました。

議案審議に先立ち、1人の議員が一般質問をされ、内容は、1、大谷処理場の今後について、2、休日応急診療所の今後についての内容で質問をされました。

続いて、議案について、まず議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。休日応急診療所において、令和2年11月1日に京都府から診療検査医療機関の指定を受け新型コロナウイルス感染症の抗体検査やPCR検査を実施しておりますが、特殊勤務手当を支給する仕組みがないことから、検査を担当した看護師に特殊勤務手当を新たに支給するため所要の改正を行うもので、支給につきましては、日額3,000円を令和3年4月1日に遡及して支給するもので、質疑の後、討論なく全員賛成

で可決をされました。

続いて、議案第2号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。会計年度任用職員として雇用しております看護師に対しまして、一般職常勤職員に準じて特殊勤務手当を日額3,000円を令和3年4月1日に遡及して支給することと、令和3年10月1日に京都府の最低賃金が時間額909円から937円に改正されたことを受け会計年度任用職員の給料表を改正するもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決をされました。

続いて、議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について。今回の補正予算は、主に年度末での執行見込みに伴い関係科目での更正を行うもので、歳入歳出それぞれ1,429万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,970万4,000円とするもので、質疑・討論なく全員賛成で可決されました。

続いて、議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。今回の補正予算は、主に診療報酬収入の増額や国及び府支出金の予算化等の財源更正に伴う休日応急診療所経費に対します関係科目での補正を行うもので、歳入歳出それぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,774万3,000円とするもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。

続いて、議案第5号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。相楽会館は、広域圏事業の今後のあり方検討会の最終報告書におきまして、利用者の減少や老朽化に伴う耐震補強や施設の更新が必要ということから、中間報告書では令和4年度をもって廃止すべきとしておりましたが、住民や利用団体への十分な周知機会が必要とのことで、令和5年度をもって廃止との結論となり、今後組合規約の変更に係る手続、その後住民や利用団体への周知を図っていくことになっております。

大谷処理場は、昨年創業50周年を迎え、このたび施設名称を、今後とも圏域住民に親しみやすい施設になるよう名称を変更したいと考えられております。

消費生活センター運営につきましては、今年4月1日から民法改正で成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられ、親の同意を得ず自分の意思で様々な契約ができるようになります。今後18歳及び19歳の年齢層にも消費者被害が拡大することが強く懸念されておりますので、若年層への消費者教育や消費者啓発も京都府消費生活安全センター等々と連携をし、強化し、取り組んでいくことで、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億

6, 900万円、前年度比500万円の減額とするもので、質疑・討論の後、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第6号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。令和4年度末をもちましてふるさと市町村圏振興事業を廃止し、基金7億円を、平成4年、5年度に設置した構成市町村出資金及び京都府補助金同額を令和5年3月末に返還するためや、償還金と組合の名称を相楽郡広域事務組合から変更する予定であること、並びにふるさと市町村圏振興事業がちょうど30年を迎えることから、30年の歩みを作成するなど、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億2,800万円、前年度比7億130万円の増額とするもので、質疑の後、討論なく全員賛成で可決されました。

ちなみに、笠置町への返還金は3,935万円でございます。

以上で、相楽郡広域事務組合議会令和4年第1回定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽中部消防組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 令和4年第1回相楽中部消防組合議会定例会を報告させていただきます。

議事日程の1、会議録署名議員の指名。

日程第2、会期の決定について。

日程第3、行政報告につきましては、管理者から消防組合の委員長報告及び本定例会への提出議案と提出の説明がありました。

続きまして、日程第4、相楽中部消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する必要な事項を定めるため条例を制定するものです。採決は、賛成全員で原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号、令和4年度相楽中部消防組一般会計予算について。予算の編成につきましては、厳しい財政状況を全員が認識し、維持管理経費を含めた経常経費の節減合理化を図りながら、令和7年度の新庁舎建設の完成に向け、事務事業の計画的かつ効率的、合理的な推進と消防力の充実を図り、中長期的な観点から予算編成を行ったところであります。令和4年度当初予算規模としましては、歳入歳出それぞれ19億7,390万円で、全年度当初予算と比較しますと、5億5,210万円、38.8%の増額となっております。

令和4年度の主な事業といたしまして、今年度に引き継がれる消防新庁舎建設工事建設等設計業務委託事業を実施し、新たに令和4年5月から令和5年度の債務負担行為を設定いた

しまして、消防本部新庁舎造成・斜面安定化対策工事を進めてまいります。また、山城査察車の更新、複雑多様化する現場活動に対応するため、化学防護服の更新を予定しております。それらの財源につきまして、消防設備資金積立金からの繰入金2,942万5,000円、4億7,280万円の起債を見込んでおり、有利な交付税措置のある起債を活用し、構成市町村の分担金は、14億6,588万3,000円となっております。

人件費では10億6,847万8,000円となり、給与改定退職者新規採用の入れ替わりにより、前年度比3,618万1,000円、3.3%の減額となっております。

物件費では1億9,339万5,000円となり、消防本部の新庁舎建設工事建築等設計業務委託事業の基本設計部分により、前年度比7,842万3,000円、68.2%の増額となりました。

公債費では1億2,673万円となり、令和2年度の借入金のはしご車の償還が始まったことにより、前年度比551万7,000円、4.6%の増額になりました。

また、普通建設事業費で5億4,918万8,000円となり、消防本部の新庁舎建設工事建築設計業務委託事業、消防本部新庁舎造成・斜面安定化対策工事、山城査察車の更新整備により、前年度比5億194万4,000円の増額になりました。

賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、山城病院組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 令和4年度第1回国民健康保険山城病院組合議会定例議会。

日時、令和4年2月22日、13時から16時54分まで、京都府山城総合医療センターの会議室でありました。

日程第3、河井規子管理者から、病院組合の近況報告及び本定例会の提出議案等の説明がありました。

日程第4、一般質問。木津川市の玉川議員から京都山城総合医療センター第4次経営計画について問う。南山城村の齋藤議員から山城病院の新規事業について、木津川市の宮嶋議員から山城病院の透明性を高めるために、木津川市の山本しのぶ議員から「さいごまで自分らしく生きる」を支える医療体制とはについて質問がありました。

日程第5、承認第1号、専決処分。誤投薬による損害賠償額について専決処分をしたものを、挙手全員で承認いたしました。

日程第6、第1号議案、国民健康保険山城病院組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に

関する条例制定について。地方自治法の改正に伴い、管理者、職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例により賠償責任額から一定額を免除することができることとされたことを受け、所定の規定を整備するもの。挙手全員で可決。

日程第7、第2号議案、国民健康保険山城病院組合組織条例及び国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。令和4年4月1日に居宅介護支援事業所を開設するに当たり所要の改正をしようとするもので、挙手全員で可決。

日程第8、第3号議案、京都府山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例。令和4年4月1日に居宅介護支援事業所を設立するに当たり、その使用料を規定するため所要の改正を行うもの。挙手全員で可決。

日程第9、第4号議案、国民健康保険山城病院組合職員定数条例の一部を改正する条例について。回復期病床を増床することにより、必要な増員を行うため所要の改正を行うもの。挙手全員で可決。

日程第10、第5号議案、国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するために所要の改正を行うもの。挙手全員で可決。

日程第11、第6号議案、国民健康保険山城病院組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。他自治体との権衡や実際に出張に係る費用の実態を踏まえ、旅費における日当を廃止するため所要の改正を行う。反対討論、宮嶋良造議員、日当の廃止には一定の理解をするが、同時に特別職・一般職の宿泊料の格差も是正するべきであり、この改正案は不十分である。賛成討論、森本茂議員、今回の改正は日当を廃止することが本意なのだから、一旦原案のとおり改正し、宿泊費の格差は後で是正すればよい。挙手多数で可決。

日程第12、第7号議案、令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）について。収益的収入の増額及び支出の減額並びに資本的収入及び支出の減額補正を行うもの。主な内容、収益的収入は、コロナウイルスの影響等により入院患者数が当初の見込みより大幅に減少したものの、外来収益の医業外収益、医療機関病床確保等支援事業費補助金等の増により、収入合計6,663万5,000円増額補正を行う。支出は、人員減による給与費の減額で、合計1億1,208万円の減額補正を行う。基本的収入は、起業祭の減等で合計2,000万円の減額補正、支出については、リース資産購入費87万7,000円の減額補正を行う。挙手全員で可決。

日程第13、第8号議案、令和4年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について。令和4年度は居宅介護支援事業の初年度に当たること、また次年度開設予定の回復期リハビリ病棟開設に伴う準備費用の影響により赤字予算を編成した。予算規模は事業収益87億5,074万9,000円、事業費用88億5,668万7,000円で、挙手全員で可決。

日程第14、第9号議案、令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について。入所定員の減少による施設療養収益の減少が見込まれるため、赤字予算を編成した。予算規模は、事業収益4億7,646万8,000円、事業費5億2,265万9,000円で、挙手全員で可決。

以上、提案された議案、承認1件、議案9件全てについて可決承認されました。

議長（大倉 博君） 次に、加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 加茂笠置組合議会の報告をいたします。

令和4年第1回加茂笠置組合議会定例会を、2月18日の10時から、木津川市役所全員協議会室で、この日一日を会期として開催いたしました。

加茂笠置組合会計の令和3年度補正と令和4年度の当初予算の2つの議案が審議をされ、2議案ともに全員賛成で可決成立いたしました。

質疑の中で、線下補償の奥吉野線が令和4年4月1日から契約更新で、事務局としては減額ではなく現状の額で要望したい旨の答弁がありました。また、令和2年度の線下補償笠置町分はまだ妥結に至っていないが、交渉している組合の努力を考えると何らかの成果が出るものとする旨の答弁がありました。

以上で、簡単ではありますが加茂笠置組合議会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽東部広域連合議会、西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 令和4年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は、令和4年3月2日水曜日に、午前9時30分から和東町議会議場において全員出席で開催されました。

最初に、平沼連合長から挨拶がありました。

会議録署名議員の指名は、和東町の井上武津男議員、笠置町の坂本英人議員が指名され、会期については、3月2日の一日間と決定いたしました。

まず閉会中の委員会報告では、総務厚生委員会から梅本委員長と、文教常任委員会、畑委

員長から報告がありました。

続いて一般質問に移り、和東町、畑武志議員から教育長に対し、東部広域連合教育委員会発足から就任して13年間の連合の教育について質問がありました。1つ目は、連合教育を推進する上での基本方針について。2つ目に、教育方針に基づいた具体的な取組と重点施策と成果について。3つ目に、これからの学校教育が進むべき方向性と広域連合の教育のあるべき姿について質問がありました。連合長に対しては、相楽東部クリーンセンターの現状と再稼働を含む今後の方向性について質問があり、1つ目は、擁壁の安全対策基金の活用法について。2つ目は、今後のクリーンセンターの方向性について質問がありました。

2人目は、南山城村、久保憲司議員から教育長に対して質問がありました。1つ目に、令和3年度学力テストの結果の分析と活用についてと、児童の家庭内における時間の過ごし方アンケートの調査結果において教育委員会職員の増員と関係成果の質問がありました。2つ目は、連合の教育について、連合ならではの教育とは何かについて、小規模校ならではの利点、子供たちの視点からの人づくり、連合校の教育の魅力について質問がありました。

3人目の質問は、私、西が質問させていただきました。まず、子供たちの教育環境について、旭川いじめ凍死問題や子供の貧困問題、ヤングケアラーについての早期発見・早期対応の取組について質問いたしました。次に、ICTにおける学校側の環境について、教職員側の効率化の進み具合と先生側をサポートする体制について、その次に、連合の教育方針や理念について、成果と今後の取組や将来像について質問させていただきました。

続いて審議に入り、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号）の件が提出されました。内容は、確定による人件費の返還とスクールバス購入に伴う経費です。これは全員賛成で可決されました。

令和4年度相楽東部広域連合一般会計予算の件について、予算額8億2,743万1,000円で賛成多数で可決されました。

続いて、同意案件が3件提出されました。

相楽東部地域公平委員会委員に山本隆弘氏、相楽東部広域連合教育委員に鈴木慶一氏、相楽東部広域連合教育長に岡田善行氏が議員全員の同意を得られました。

最後に、委員会に閉会中の継続審査及び調査の件で異議なしとなり、令和4年第1回相楽東部広域連合議会定例会は閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、京都地方税機構議会、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） それでは、京都地方税機構定例会について御報告させていただきます。

令和4年2月26日土曜日に開催されましたので報告します。

開催場所はルビノ京都堀川2階みやこの間で、13時30分、全員協議会開催。議員の異動報告3名、その他であります。

14時より本議会、令和4年度の笠置町の負担金は148万2,000円となりました。詳細についてはお手元に配付したとおりであります。全ての議案は、賛成多数で可決いたしました。

15時30分閉会宣言。

以上報告を終わります。

議長（大倉 博君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

京都府後期高齢者医療広域連合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和4年京都府後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会について報告いたします。

令和4年第1回定例会は、2月2日に全員協議会、2月10日に本会議が開催されました。まず、梅原副議長の任期満了に伴い、引き続き指名推薦されました。

続いて、京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算など、議案が7件提出されました。

議案審議に先立ち1人の議員が一般質問をされ、内容は、1、保険料滞納、短期証発行の状況と被保険者への対応についての見解、2、被保険者の健康保持についての見解、3、保険料軽減策についての内容で質問されました。

続いて、議案について、まず京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者の増加や制度改正への対応をするため、広域連合長の事務部局の職員の定数を22人から25人に改める提案がされ、全員賛成で可決をされました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、デジタル社会形成整備法及び独立行政法人等個人情報保護法の廃止並びに個人情報保護法及び番号法の一部改正に伴い、引用条項を改め、訂正を行った場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改める提案がされ、賛成多数で可決をされました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2年ごとに改定することとされる後期高齢者医療保険料率について、次期（令和4年、5年度）の保険料率を、所得割率を9.98%から10.46%に、被保険者均等割額を5万3,110円から5万3,420円に、保険料の賦課限度額を64万円から66万円に改める提案がされ、賛成多数で可決をされました。

次に、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、市町村が実施する健康診査等の長寿健康増進事業に対する補助金について、国庫支出金を財源として歳出予算を増額補正するなど、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,515万8,000円を追加し、総額を15億2,766万1,000円とする提案があり、全員賛成で可決をされました。

次に、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、高額レセプトの増加に伴い、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に要する費用の額が増加し、当広域連合が負担している拠出金についても増額の必要があるため補正するなど、歳入歳出予算の総額にそれぞれ132億7,646万円を追加し、総額を3,921億1,133万6,000円とする提案があり、全員賛成で可決されました。

次に、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、窓口負担割合見直しに伴い被保険者証を2回交付することになるが、2回目の交付に係る関連費用約1億8,300万円、2割負担対象者への配慮措置に伴う高額療養費の振込口座登録に係る申請書勧奨関連費用約2,000万円、令和5年度標準し、機器更新におけるクラウド化に伴う要件定義書費用約4,900万円を計上したこと等により、予算規模は12億1,758万1,000円で、対前年比1億7,258万1,000円の増とする提案があり、賛成多数で可決されました。

次に、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳出の保険給付費については、第8期保険料算定時に見込んだ令和4年度の費用を計上、被保険者数及び一人当たり医療給付費の増加を見込んでいるため増額となったこと等により、予算規模は3,846億8,265万8,000円で、対前年度比84億2,473万

2, 000円の増とする提案があり、賛成多数で可決されました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任については、上島勝廣公平委員会委員が2月13日付で任期が満了することから、引き続き上島勝廣氏を公平委員会委員に選任するという同意案件が提出され、同意をされました。

次に、新型コロナウイルスの影響から被保険者の命と健康を守る対策の一層の充実を求める意見書について発議があり、賛成者少数で否決されました。

最後に、国に75歳以上の医療費窓口負担2割化実施中止の意見書提出を求める等の請願書が審議され、賛成者少数で不採択となりました。

以上、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） これで、閉会中の委員会調査等の報告及び一部事務組合等議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後5時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員